淀川水系流域委員会 第７６回委員会

（第２部）

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧下さい）。

中村委員、西野委員

日　時　　平成２０年　４月　９日（水）
午後　１時３０分　開始
午後　５時１７分　終了
場　所　　京都市勧業館 みやこめっせ
Ｂ１Ｆ　第１展示場Ｂ面

〔午後　1時３０分　開始〕

３．審議

○庶務（日本能率協会総研　近藤）

午後の会議を開催したいと思います。宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、午後の部を開催したいと思います。早速ですけれども、午後は第４項「個々のダム計画について」ということでございますので、１つ目の大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発についてから進めていきたいと思います。司会・進行は、ダムについては川上副委員長でございます。

川上さん、よろしくお願いいたします。

○川上委員

川上でございます。長丁場でございますが、皆様、円滑な審議の進行にご協力よろしくお願いいたします。では、意見書案の３ページ「４．個々のダム計画について」の中の「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」についてご審議をいただきたいと思います。午前中と同じように段落ごとに審議を進めてまいりたいと思います。

一番最初に意見を出していただいているのが綾委員でございます。冒頭に「大戸川ダムによる」という言葉を追加したらどうかということと、この段落の「計算誤差の範囲であり」を削除する、それから「効果が発揮される洪水は、」の「、」のみを削除するというご意見でございます。実は、この「冒頭に「大戸川ダムによる」を追加する」という意見とよく関連する意見が佐野委員から出されておりまして、「「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」について、一まとめにして述べているが、もう少し議論の時間が与えられるならば、両者を切り離した記述が望ましい」というご意見があります。これについてご意見を承りたいと思います。どなたかお願いします。

○宮本委員長

意見書案を書いた立場でその気持ちを申し上げますと、この記述のところには「宇治川・淀川に対する洪水対策上の」ということを記述しております。宇治川・淀川に対する洪水対策上の効果という意味においては、河川管理者の今までの説明は、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発はワンセットであるということでございましたので、その点だけに絞ってここは記述しております。したがって、例えば天ヶ瀬ダムの後期放流の話でありますとかということについては、ここではコメントしていないということでございます。

○川上委員

宮本さんの意見では、したがって大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発をあわせてここの段落で述べて

いるということであります。ほかにご意見はございませんか。

西野委員、お願いします。

○西野委員

西野です。先ほどの委員長のご説明に関してなんですが、当初から委員会では、琵琶湖の後期放流に関する天ヶ瀬ダムの再開発については必要であるという認識でした。そのことは前提として考慮しておられないという説明は、現在の委員会の中ではそれでいいと思うんですけれども、ただ意見書案といいますのは、意見書そのものは意見書として独立しているもので、全くそういう経緯を知らない第三者が読んだときも誤解のないような表現にするという必要があると思います。

したがって、「ただし琵琶湖後期放流についてはこの限りではない」とか、それは一つの例ですけど、全然事情がわからない第三者にも何らかの形で説明が必要ではないかと思います。これは意見書全体に言えることで少し言葉足らずになっている。これはこの限りにおいてそうですというのはおっしゃるとおりですけれども、そういうふうには読まない人もたくさんおられるので、誤解のないような表現に変える必要があると思います。

○川上委員

今の西野意見のご意見では、大戸川ダムによる、それから天ヶ瀬ダムではどうかというふうに記述した方が望ましいということですね、基本的に。天ヶ瀬ダムについても後期放流等についても述べるべきだということですね。

○西野委員

要するに、この委員会で一々これはこういう意味ですというふうに説明をするような文章というのはよくないのではないですかというふうに言っているだけです。

○川上委員

宮本さんはいかがですか。

○宮本委員長

おっしゃるとおりなんですけれども、実は後期放流の1,500m^3/sについては、これはまだ議論が十分されてないんですね。したがって、ここでそういうことも含めて丁寧に書くということであれば私は結構だと思います。ただ、今までの河川管理者の説明は、まず第一に大戸・天ヶ瀬がセットで、下流の淀川本川の水位を下げるということがどうしても必要な理由だということだったのでそこに絞って書いてあるんですけれども、今おっしゃったみたいに、天ヶ瀬ダム再開発の問題はまだ審議が不十分ですけれども、それについて何らかのコメントを書くということは、私は別にそれでも結構だと思います。

○川上委員

では、そういう方向で修正を加えるというか、それで皆さんよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

次に、この段落の中の幾つかの言葉について表現について意見が寄せられております。川崎委員それから河田委員からは「計算誤差の範囲であり、・・・認められない」というくだりについての意見がございます。川崎委員はお帰りになったようですので、河田委員、お願いいたします。

○河田委員

ダムの効果をどう評価するかということだと思うんですが、少なくとも桂川の下流の大下津のところを河道掘削するということで流下能力が上がるわけですよね。疎通能力が上がるということは、そこにあった自然のダムをつぶすということですよ。ダムというのは別に河川横断方向に水をとめるからダムというのではなくて、流下能力を拡大するということはそこで貯めていた水が流れやすくなるということですから、当然下流側にその影響が出てくるというわけですね。ですから、それの代替措置がどこかでとられないと下流側は必ず危険になると。これは間違いないところなんですね。

そうすると、河道掘削して治水の上下流バランスをとるということであれば、流下能力を増した分どこかで水をコントロールしなければいけない。この点については問題ないと思います。そう考えたときに、治水効果があるかないかという議論の前にそういう対策をとらないと、現状では放置すると下流側は危険になるということをきっちりと認識すると、そこにどういうふうな対策をつくっていかなければいけないかという問題が出てくるだろうと。

それで、例えばここに示してある大戸川ダムというのは2,000万ｍ^{3}で、しかも通常は流水型のダムになっているので環境にも配慮していると。それでいざとなったら300ｍ^3/ｓ弱を流下できるような形で設置しているということで、環境にも配慮しているではないかと。だから、そういう意味では、河道掘削による流下能力の増大分をここでコントロールするというのは妥当だと。それの影響が小さいとか大きいとかというのは、これはダムのボリュームに関係してくる話であって、基本的にどういうふうに代替措置をするかということを考えずに、既存のままで何とかなるのではないかというのは大変危険だということです。

それからもう１つは、僕は越水対策を必要だと言っているんです。必要ではないと言っているのではなくて。これは合意した話です。だけどそれでは不十分だと。なぜかといいますと、今都市河川で問題になっているのは、実は越水量が問題になっているんです。1999年、2003年ＪＲ博多駅の地下街デイトスが水没したというのは、近くを流れる御笠川があふれたわけです。これは完全にあ

ふれたわけです。これをどうするかといったら、やはり河道断面を大きくして上流側で遊水地を設けて何とかコントロールしようというわけで、こういう手当てをしているわけで。ここが土でできた堤防だから越水対策だけで乗り切れるかというと、それは非常に危険だというふうな主張がベースにあって、こういう文言にしていただきたいと言っているわけです。

○川上委員

はい。では、宮本委員長、お願いします。

○宮本委員長

これもきょう私が初めて言うことではなくて、大戸川ダムの集中審議それから治水対策の集中審議で述べましたけれども、例えば桂川の掘削をすると、今みたいに戦後最大のようにごぼっと掘ると下流に対して影響が出ますと。これは当然ですよね。そのことに対して何もせずにほっといたら、これは計画高水位よりも水位が上がると、だからそれを減らすために大戸川ダムが要るというのが、今どうしても大戸川ダムが要るという説明なんですよね。そのときに私は、そうしたら越水だけではなしに、ハイウオーターから天端までをハイウオーター以下と同じように堤防補強すれば、要するに今までは、浸透と洗掘に対して計画高水位まではもちますよということを言っているわけですね。それで大戸川ダムがなければ17cm上がるという議論がありましたので、そうしたら天端まで同じように浸透・洗掘の対策をすれば、何もしなかったら危険ですけれども、そのことによって浸透と洗掘による破堤は回避できるのではないかという意味ですので、決して何もせずにほっといてもいいんだということを言っているわけではないということであります。

それからもう１点は、河田委員がおっしゃるように、水位が上がることは好ましいわけではないですから、いろんなところでダムも含めて流域で水をためるということは当然あるべきなんですね。そのときに、まず堤防補強した上で、それではあとはダムなり、あるいはほかの地域のいろんな考え方なり、一体どういうふうなことを組み合わせてやっていったらいいのかという議論をする必要があるということを申し上げたのと、もう１点は、綾委員はおられませんけれども、枚方から三川合流までの高水敷の掘削ということも、桂川掘削による影響を緩和することにも寄与するわけです。そういったことを総合的に議論すべきだけれども、それがまだできてませんということを言っているわけで、言っている中身というか方向は同じだと思うんですけれども。

もう１点、では一体最終的に言っている17cmというものが誤差の範囲かどうかということなんですよね。誤差の範囲というのは非常にきつい言葉なので取れというのがあるんですけれども、私は逆に、ただ単に小さいと言うと、大きい小さいの話ですから何が基準になって小さいかどうかわかりませんので、だからだからあえて誤差の範囲と言ったんですけれども、これは、私が前の委員会

で説明したときには、淀川の水計算の精度というのは土砂の混入を考えたら±２％ぐらいは当然誤差としてあると、だからそういう誤差の範囲だということを言ったんですけれども、後々よく聞いてみたら、この前のときに寶委員が、ああいうふうな水計算あるいは水位計算の誤差というのは１割から２割だということをおっしゃっているんです。それからすると、私は遠慮して数%だと言ったんですけれども、どっちかといったら私の気持ちとしては１割２割より本当は誤差はもっと多いと思うんですけど、そういうことからすると余計に大戸川ダムによるカットの四、五百ｍ^3／ｓ、水位にして17cmというのは、私は誤差の範囲と言ってもいいのではないかということで書かせていただきました。

○河田委員

誤差という言葉の中にはいろんなものが入っていると思うんですが。例えば今我が国の津波の数値計算の誤差は３％以内なんです。これはやはり日本の海底地形がそれだけ正確にはかられているという上での３％なんですよね。ですけど、やってくる津波が本当に３％かというとそうではなくて、それは例えば津波の反射率を今は１に想定しているんですが、岸壁の形状だと0.8とかに変わるわけで、これはわからないんですよね。そういう意味では非常に変化するものだという意味で、そこは誤差ではなくて、幾ら突き詰めてもわからないものはやっぱりわからないもので、ですからそういう３％というのはそこで使わずに、１割、２割の波高の変化は起こり得るというふうな表現にして誤差とは言ってないわけです。

淀川の水理計算も僕はそうだと思うんです。例えばＨＱカーブとか不定流計算とかいろんなところでいろんな係数が入っている。それをある前提で計算していただいているので、当然それで数字は出てくるけれども、実際にどうなるかといったら、この前ご指摘いただいたように実際には水位がぴたっと上がってとまっているのではなくて、波打って流れているわけですよね。アンジュレーションができていると。こういう状態で平均的な水面の位置を押さえているのであって、ですから越水対策というのは言うのは簡単だけれども大変難しいと、これもわかります。

それで私たちが言ってるのは、全川にわたって堤防補強するとなると非常に時間がかかりますよね。ですから澤井委員もおっしゃっているように、やっぱり何から始めていくか。例えば過去に破堤氾濫したところの堤防補強は越水対策も含めてきちっとやりましょうと。ですけれども、そういうことのなかったところでは何もそこまでも全部やらなくてもいいじゃないかと。それよりもむしろ、例えばダムをつくってピークカットをして高さを10cmでも下げるのであればそれをかまさなければいけないと、こういう議論だと思うんですよね。ですから僕は、徹頭徹尾１つの方法でやり抜くというのは大変危険だと、それは時間もかかると。

○宮本委員長

これはもう私何回も言ってますけれども、１つの方法で越水対策だけしてすべてやめようと、そんなことは申し上げてないのであって、ただしハイウオーター以上の補強それから越水対策はこの前の委員会でも皆さん一致したように、それはすべきだということなんですね。ですからそれはすべきだと。しかし、それを全川どうするのか、あるいはお金がかかる時間がかかる、それとほかのやり方、ここの議論をできてないわけですよ。これを何遍も河川管理者に言っているけれども事業費が出てこない。それをこの20年30年で何を優先して、あるいは全川ではなくてここからここやったらそれなりの効果があるということを、その議論をしましょうということを言っているわけで、私は決して越水対策だけしたらすべて何もしなくていいなんていうことを言っているわけではない。それは河田委員にももう何回も申し上げているとおりであります。

したがって、今「誤差の範囲だ」という言葉が問題になってますから、誤差の範囲というのは私はここでは計算誤差の範囲と言っているわけです。ですから、例えば流出解析の誤差、それから今度は水位と流量いわゆる水位計算の誤差、これはあくまで計算誤差です。現象の誤差を言っているわけではありません。そういう意味からして計算誤差の400ｍ^3/ｓなり17cmは計算誤差の範囲ですよということを私は申し上げているのであって、現象として波打つとかそういうことを申し上げているわけではありません。

○河田委員

だけどそれは大変誤解がある。なぜかというと、のり面に人が座って17cmとはこんなちっぽけな量だというパワーポイントを出されたじゃないですか。あれはおかしい思う。それは今あなたの言う計算誤差というイメージとは全然違うよ。だからそこがね。

○宮本委員長

まず私が言ったのは、17cmというのは現場ではこの数字ですよと、それは言いました。しかし、それを別の評価からすると計算誤差はもっと大きいからこの計算誤差の範囲ですよということを申し上げているのであって、私はあれが計算誤差だと言っているわけではないですね、現場の人が立っているのをね。

○河田委員

だから、宮本さんが意図していることとあのパワーポイントで訴えていることと違うじゃないですか。僕はそれをある意味では情報操作だと思っているわけ。つまり、橋本知事があれはわかりやすいと言われたわけです。あんなことをやったって17cmしか下がらないと、普通の人はそう思ってしまうわけですよ。

○宮本委員長

そうしますと、これは別に私がこれを言うてるわけじゃなしに、ダムについてはできるだけつくらない方がいい、しかしどうしても要るという場合にはそれはきちっと説明してもらいましょうと、これは皆さん合意ですよね。その説明がずっと何年間もできてこなかったんです、河川管理者は、私も含めて。それが去年の夏に出てきたわけです。その説明がずっと今まで聞いてきた中で、戦後最大で桂川を掘れば、計画規模の洪水が来ると例えば33分の１の洪水で１万1,600ｍ^3/ｓになりますと、それが川上ダムをつくったらこうですと、それから下流の橋梁をかけかえたら幾らになりますと、残ったのが四、五百ｍ^3/ｓ、それが水位にすると17cmですという説明が、どうしても必要だという説明だったんです。

そのどうしても必要だという説明に対して私は、その水位にして17cmというのは小さいと思いますと。それは小さいだけじゃわからないから、計算誤差でいったら例えば１割２割というと淀川１万ｍ^3/ｓに対して±1,000ｍ^3/ｓ、2,000ｍ^3/ｓの規模になるわけですね。ですから、その範囲内ですということをできるだけ客観的に言おうということで書いたということですので、その中身の議論云々よりも、意見書に書いたこの文言が本当に間違っているのかどうなのかということを議論してもらえればありがたいと思うんですけど。

○川上委員

河川管理者も実は異動で来られた方がありますし、また傍聴者の方々もきょう初めての方あるいは今までの議論の成り行きを理解していらっしゃらない方もあろうかと思いますので、ここで私の提案ですけれども、宮本さん、この部分をもう一度パワーポイントで説明していただけませんか。

○宮本委員長

私はそれはやぶさかではないんですけれども、また私がパワーポイントで説明すると、何か委員長が自分の意見を皆さん方に主張するというふうに。

○川上委員

それはきょう初めてやるわけではありませんし、もう何回もやっておりますので。

○宮本委員長

もう既に大戸川ダムの集中審議のときにやって、それから堤防については洪水の集中審議でやって、それで前回やって、ほかのときにもいろいろやっているわけですよね。

○川上委員

ただきょうはこういう集中審議といいますか重要な会議でありますので、私としてはぜひもう一度手短にそこの部分をわかりやすく説明していただけたらと思います。皆さん、いかがでしょうか。

○宮本委員長

私は別に用意してますので何ぼでもできるんですけれども、よろしいですか。

○河田委員

僕はそんなもの要りませんよ。幾ら時間があるからといって、きょう７時半まで用意しているからといってそんなことやることはないのです。治水というものをどうやって進めるかということの考え方が非常に今問われていると思うんですよね。僕が言うのは、要するに大戸川ダム2,000万ｍ^{3}ではなくて4,000万ｍ^{3}とった方が効果があるのはもう見えているわけですよ。ですけれども環境の問題とかいろんな問題を考えたらぎりぎりのところまで小さくしようと。それでは影響が小さくなるのは当たり前ではないですか。それを、影響が小さいということで、どうしても要らないということに持っていく論理が僕はおかしいと言っているわけ。

○川上委員

ちょっと待ってください。今発言していらっしゃらないほかの委員の意見も聞きましょう。千代延さん、お願いします。

○千代延委員

千代延です。4,000万ｍ^{3}じゃなくて2,000万ｍ^{3}に遠慮しておくと。これは結構なことです。しかし、ひょっとすればこれはなくてもいけるかもしれないというのは、私は素人でありますけれども、考えております。

どういうことかといいますと、河田先生がさっきおっしゃいました大下津の河道を掘削すればたくさん下流に流れてくる、これは私にもわかります。その結果、13km地点、あのあたりハイウオーターレベルを17cmという計算上のことが出ているわけですね。それならハイウオーターレベルより17cm上もハイウオーターレベルの下と同じように堤防を加工して、そこを逃れることはできないかと。非常にシンプルなんですけれども、ハイウオーターレベル以下のことについては現状の堤防でも信頼性が非常に高いというふうにおっしゃっているんですから、それと同じように浸水・浸透対策をやっていただいて、17cmが危険にならずに済ませることはできないかと。これはむしろ教えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○川上委員

河田さん、お願いします。

○河田委員

この前、３知事のところで局長が答弁しておりましたけれども、決してハイウオーターまでの補強ではとめないということで、天端のところまで持っていくと。そこできっちり線引きしてそれよ

り以下しか補強しないということではないということだと思いますが。ですから千代延委員の言われるのはそうじゃなくて、河川事業者側は現状の天端のところまでは差別をつけずにそういう補強はやりますと言っているわけですよね。ですから17cmふえても現状のままでいいのかと、堤防は補強されるとしてそれでいいのかという議論を今やっているわけで、そこをどう考えるかによっているんだということですよ。

○宮本委員長

いいですか。ここ大事なとこなのでね。今、河田委員は堤防天端までやるんだと、その上での議論でとおっしゃいましたよね。それ違うんですよ。今までの河川管理者の説明は、淀川水系では約４割の区間で計画高水位以下の水位に対し浸透・侵食に対する安全性が不足していると、まずは発生頻度の高い計画高水位以下の水位に対する質的安全性の確保を基本として考えている、ハイウオーターまでの浸透・侵食対策をやるんだというのがずっと今までの計画の説明ですよ。

なおかつ、ほかにも堤防の補強を最優先に実施しますと書いてますけれども、計画高水位以下の流水の作用に対して万全を目指しますということが言われているから、それは違うでしょうと。そのハイウオーターまでは一応万全ですと。しかし、それが10cmでも10何cmでも超えるとそれは一気に破堤します。ですから、何兆円ですか、大戸川ダムがあれば被害はゼロで、大戸川ダムがなければ19兆4,800億円被害が出ますと。そのあるなしと言われているわけです。そのあるなし自体、私は決してそれは納得してませんけど、多分河田さんもそうだと思うんですけど、ただし河川管理者の説明は今までそうだったんです。

ですから、ハイウオーターまでではなしに、同じように浸透・侵食対策を天端までやってくださいと。そうすると、今おっしゃっている論理が、どうしても大戸川ダムでそこの水位を下げないといけないという説明ができないじゃないですかということを言っているんです。

○川上委員

井上調査官、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

井上です。今の余裕高というか計画高水位以上の対策はどうなっているのかという話がありましたので、きょうお手もとにお配りしている資料で若干ご説明させていただきたいと思います。資料を２つ用意しております。１つは審議参考資料２、先日の３日の知事への説明のときに用いた資料の13ページ。ここに計画高水位を超えるというのはどういうことかをお示ししております。まずこれからご説明したいと思います。

ここに、今河田委員からもお話がございましたし、我々がご説明してまいりましたのは、計画高

水位に水位が達するといいましても、波あるいはうねりがあるということで、穏やかに流れているのではございません。激しい波がございます。実際に計画高水位のところまで来ると、水というものは堤防天端高のところまでやってくるということ、これが実際の洪水の状況でございます。ですから橋梁につきましてもそのような高さまできちっとクリアランスを確保するということが重要でございますし、余裕高というものを設定して堤防を高くしているところでございます。これが我々の安全というものの考え方としてお示ししているものでございます。

では、実際に堤防をどういうふうに補強しているのかということで、委員長の方からは計画高水位までしかやってないではないかというふうなお話もございましたが、それにつきましては別途、先ほど差しかえでお配りしております審議参考資料１－３、原案についての補足説明資料その２でございます。それの５ページのところでございます。

これは実際に淀川の特に本川の標準的な堤防強化をするときの断面図でございます。この堤防の天端のところまで実際に対策をしているわけで、天端まで護岸を張っているところにさらに今、川側というか水が流れている側のところに堤防の幅を太くする断面拡大、そこには難透水性材料の粘性土を置いたり、侵食防止工・植生工というようなものを置いております。それから天端舗装等を実施するなど、ここでお示ししておりますように、必ずしも計画高水位のところまでで対策をとめているのではなくて、さらにその上にも水が上がるということを想定したような形で堤防を実質的に強化しているというところでございます。

そういうような対策をこの中でやっておりまして、今もここに示しておりますように淀川本川でこれぐらいの対策、どれぐらいの延長に対してどれぐらいやっているかと。まだできてないところもありますから、順次このような考え方で進めていくいうのが現状でございます。

○宮本委員長

これは要するにハイウオーターを超えても、浸透・侵食対策は天端までやってます、やりますというふうに聞こえたんですけれども、そうするとハイウオーターを10数cm超えても大丈夫じゃないですか。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

井上です。これは、先ほど最初にお示しした資料のように、このハイウオーター自体、平均的な水面がハイウオーターを超えますと、波やうねりで堤防を超えることがあり得るということはもう越水をするということでございます。そうなると堤防は急激に危険になるということでございますので、この水位をできるだけ低く、計画高水位よりも低くしたいということでお示ししているものでございます。

○宮本委員長

そうすると、ハイウオーター以上の余裕高というのは、淀川の場合には基準とすれば最低２ｍですよね。しかし、実際にはハイウオーターから堤防天端まで２ｍ以上あるわけですよ。そうすると、そこでしぶきだとかうねりとかで超えると今おっしゃったけれども、それは、私はこんな議論をしたくないんだけれども、17cmがもしも仮にそこまでは平均水位が上がったとして、その余裕高はまだ十分あるじゃないですか。それは確かに低い方がいいですよ。上がらない方がいいですよ。だけど、今ここで議論しているのは、あればあるほどいいという議論じゃなしに、どうしてもダムが要るというその説明を聞きたいわけですから、どうしてもそれが要るという説明をしてください。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

最初にお示しした資料の方の同じ13ページのところですけれども、これは上の方の図でお示ししておりますように、余裕高のところまで水がやってくるということでできるだけ水位を下げておきたい。同様に橋梁がかかっているところがあります。橋梁につきましてはその余盛の部分はなくて、そこのところ以上というか余裕高は少なくとも確保するような形で橋梁を置いております。実際ここの13.2km付近には今は橋梁はかかっておりませんが、その下流部から河口にかけては橋梁がいっぱいあるわけでございます。

実際この17cmというものが水位上昇しますと、これまでであれば桁下にひっかからなかったところが、今回17cm水位が上がりますと、しぶきとかの関係で流木が当たって橋梁にたまって水位上昇して、橋梁に当たるのはもちろんのこと橋梁のつけ根の部分の堤防が弱くなるというような事象が起こり得ます。それからさらには、今の現状といたしまして河口部に実際にもっとけた下の低いところがございますので、そういうところには今の段階でも水が当たるような状況になりますし、さらに水位が上がればより危険になっていくというふうな状況ですので、我々としてはできるだけ水位を下げておきたいと考えております。

○宮本委員長

そうすると、だんだん説明が変わってくるので非常に困るんですけれども、橋梁の関係ない堤防については、ハイウオーターから堤防天端まで３ｍあるいは３ｍ以上あるので、そこについてはいいですよと。しかし、問題なのは橋梁部分のけた下のクリアランスだというふうに私は聞こえたんですけれども。ということは、大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発のどうしても必要な理由というのは、淀川の例えば9.6kmだとか７kmぐらいのところにかかっている橋梁のクリアランスが２ｍより10数cm足らなくなる、それが大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発のどうしても必要な理由ですということなんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

それだけではありません。今は橋梁の問題も１つあることを忘れてはならないということを申し上げたのであって、橋梁のない部分におきましても水位はできるだけ下げておきたいということもございますし、それに水位が計画高水位を超えますと、例えば寝屋川の区域内では内水排除のためにポンプが稼働しておりますけれども、この計画高水位を超えたらポンプをとめます。ポンプをとめるとどうなるかというと、内水がどんどん進行するわけでございまして、仮に破堤はしなくても内水の被害はどんどん拡大するわけです。そういうような状況の中で、この17cm上がっていくということを許すとなると、そういう浸水被害も起こるわけですし、越水の危険性も伴う上にさらに内水の問題も出てくる、そういうのは全体的に物を見る必要があると思いますので、水位はできるだけ低くしておきたい、これが我々の考えです。

○宮本委員長

そうすると、堤防の破堤云々に関しては余裕高が大分ありますから、それについては今の17cmは大戸川ダムで云々しなくてもいいと。しかし、今おっしゃったのは、橋梁のクリアランス不足、それが２ｍが１ｍ84になりますと。それが１点。それからもう１点、例えばハイウオーターよりも17cm上がると、その分によって内水のポンプをそこについて制限しなければいけないと。その２点が、どうしても大戸川ダムが必要な理由なんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

２点だけではありません。先ほどの一番肝心なところで堤防の越水を防ぐということ自体が非常に重要なことですし、余盛自体も圧密沈下とかによって、時間の流れもございますけれども、これをあてにして対策をとっているわけではございません。これ自体はないものとして考えざるを得ないというふうに我々は思っておりますので、余裕高を確保できないような事態になると越水を想定せざるを得ないというふうに考えております。そこの一番大事な部分が今のでは欠落していると思います。

○千代延委員

済みません。ちょっと。

○宮本委員長

ちょっと待って。今これ大事なとこなんでね。そうすると、余裕高は基準以上にあるんだけれども、それが地盤沈下で下がっていくんだと。余盛の部分はそういうことですよね。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

余裕高が基準以上あるのではなくて、余裕高は確保した上で余盛があるという意味です。

○宮本委員長

しかし、天端までの高さは余裕高以上あるわけですから、それが地盤沈下で天端まで下がっていくと。それは維持管理できるわけでしょう、下がっていけば。洪水の前の日になってきゅっと下がるわけではないわけですよ。だから、それはまず管理できるということですよ。

それから、水位は低ければ低いほどいいと。こんなもの当たり前のことなんですよ。だれが考えたって当たり前のことなんですよ。これに反対する人はだれもいません。しかし今問題になっているのは、大戸川ダムがどうしても必要な理由ということをやっているわけです。水位が低ければ低いほどいいなんて言い出したら、大戸川ダムでなくてもどんなダムだって確かに水位を下げるんですよ、１cmであろうが10cmであろうが。そんな議論にならないじゃないですか。

今ここで議論しているのは、どうしても大戸川ダムが要るんだというその説明を皆さん苦労してやってきたわけでしょう。それが最後になって水位は低ければ低いほどいいんでと、だから大戸川ダムは要るんですと、そんな議論をされると、一体何の議論をしてたんだということになりますよ。そんなこと言い出したら、どうして余野川ダムが中止するんですか。余野川ダムだってあれだけのボリュームがあったら下流の水位を下げますよ。低ければ低いほどいいならどうして余野川ダムは中止するんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

余野川ダムの場合は、これまでもご説明しておりますようにダムも河川改修も含めて我々は検討してきました。厳しい財政状況の中で、今必要としている水位を下げるのに最も効果的な方法は何かというのを検討したところ、河川改修の方が安く水位を下げることができるから、そちらを当面の優先的な策として我々としては考えているということを申し上げたと思います。その話とは違うと思います。

○宮本委員長

今、大戸川ダムの必要性は水位が低ければ低いほどいいんだと、最後にそうおっしゃったではないですか。それなら余野川ダムだってほかの中止したダムだって、そんなもんみんな、ほかの比較するじゃなくて、ダムをつくれば必ず水位は低くなるわけですよ。そうなってしまうじゃないですかと言っているわけです。

そうではなしに、どうしても要るという話で、平均水位がハイウオーターを17cm超えます、それを超えると、堤防はその上は基本的に補強してませんから浸透・洗掘によって破堤しますと、だから10何兆円という被害が出ますと、そういうふうにあなた方は我々に説明してきたし自治体の方々にも説明しているじゃないですか。その説明が違うなら変えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

今委員長がおっしゃったように、水位はできるだけ低い方がいいとおっしゃっているのに、では17cm分上げておいたような状態でいいというのは我々としては納得いきません。

○宮本委員長

すいません。私、もうそれ以上言いません。今言いません。今のこの河川管理者の最後の言葉、皆さん方、これで「ああ、わかりました」と。私はできるだけ水位を下げた方がいいと言いました。しかし、それは当然だけれども、大戸川ダムはどうしても要るんだと。平均水位がハイウオーターより17cm上だと。これならほかのやり方だってあるじゃないですかと。堤防補強して越水対策まですればいいじゃないですかと言うたんだけれども、水位が低ければ低いほどいいと言うてるのに、17cmは仕方ないと。私の言い方がおかしいと、今そういうふうなことをおっしゃったんですけれども、これはもう河川工学だとかの話じゃないです。これは一般の環境専門の方もご理解できる話と思いますので、ぜひ皆さん方ご意見お願いします。私は司会進行してはだめなんで、申しわけないです。

○川上委員

千代延さん、ご意見ありますか。

○千代延委員

千代延です。今の話を聞いてますと、川の表面と言うんですかね、ハイウオーターレベル以下と同じように天端まで護岸といいますか、そういうのをやると。そうしますと、１番目にお伺いしたいのは、ハイウオーターレベル以下では流れた分は安全に流しますと。要するに、堤防に悪い影響を与えないということですね。それが17cmふえた。一方ではハイウオーターレベルと同じように堤防を加工しとると。その危険度は違うのですか、同じですか。それをまず１点教えてください。もう順番に行きましょう。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

ちょっと今のご質問を確認したいんですけれども、ハイウオーター以上に水位が上がったときに安全度がどうなるかということですよね。堤防自身は土でできておりますので、水位が上がりますと、その分土の中に含まれる水分の水位も上昇いたします。そうすると、その分だけ堤防はもろくなっていきます。ですから、当然堤防としての安全性は低くなります。

○千代延委員

はい、ちょっといいですか。

○川上委員

はい、千代延委員。

○千代延委員

それは高くなるからですか。ハイウオーターレベルから下と上は同じように浸水対策をするわけですよ。それでも上へ行くなら危険になるわけですね。それなら、同じ中でもハイウオーターレベルの下の方と上の方とは大分違うわけですね。いつもハイウオーターレベルなら信頼度が高いとおっしゃいますけれども、ハイウオーターレベルぎりぎりのところとはるか３ｍ４ｍ下のところでいいますと、安全度は違うわけですね。教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

今おっしゃっているのは、ハイウオーターを超えると堤防が弱くなるのかということですよね。

○千代延委員

いやいや、違うんですよ。今、調査官は、同じように堤防を加工してもハイウオーターレベルを超えたら危険になると。高くなればなるほど危険になるとおっしゃいましたので、そこで私は聞いているわけです。それなら、ハイウオーターレベル以下でも、ハイウオーターレベルから10cm下のところと４ｍ下のところでいうたら全然危険度が違うのですかというのを教えてほしいということです。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

それはもちろん違います。水位が低くなっていると、それだけ堤防の中にあります水、地下水というか、それが低くなりますから、当然水位が低い方がより安全になります。

○千代延委員

しかし、今までおっしゃっていることは、ハイウオーターレベルの10cm下のポイントであろうと３ｍ４ｍ下であろうと、ハイウオーターレベル以下であれば信頼性が非常に高いから、100％という言葉を言われたかどうかわかりませんけど、要するに大丈夫ですということをおっしゃってましたけど、その違いがあっても大丈夫なんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

もちろん、水位というものはいわば外力に相当するわけですし、堤防の方は耐える力の耐力として考えた場合、水位が低くなればその外力の方が少なくなる、当然堤防が持っている耐力の以内ですから、十分耐えれますから十分安全性としては大丈夫です。

○河田委員

僕があなたに答えてあげるよ。

○千代延委員

いや、河川管理者にもう一つ。先生はもうちょっと後。ちょっと今の続き。

○河田委員

ちょっと僕が答えてあげる。

○千代延委員

私の質問ですからちょっと待ってください。

○川上委員

ちょっと交通整理をやらせてください。先に今発言している人のあれを聞きましょう。

○千代延委員

もうこれで終わります。すいません。

今おっしゃったのは、ハイウオーターレベルに近いところとずっと下とでは違うけれども、厳密にはその違いはあるけれども、全部なべて大丈夫だというふうに理解していいんですね。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

全部というのはそのハイウオーター以下の。

○千代延委員

ハイウオーターレベル以下ですよ。ハイウオーターレベル10cm下なら安全度が10であると。まあ、数値が高いほどいいとしますか、安全度が。３ｍ下なら安全度が15であると。下に行くほど安全度は高いわけですね。でも、高いところと低いところ、差はありますけれども、全部信頼度は100％でよろしいというふうに理解したらいいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

100％云々ではなくて、相対的にどうなっているかというと、当然水位が低い方が安全性は高くなっております。

○宮本委員長

議論になってない。私、答えるんじゃなしに、今の千代延さんの質問をもう少しわかりやすく言わせてください。

ハイウオーター以下よりも、とにかく水位は低いほど安全なんですよ、こんなものはどう考えたって。しかし、ハイウオーターまでは万全を期しますと。それがちゃんと堤防設計指針にもあるわけでしょう。そういう照査のチェックをしながらね。そしたら、同じことを、同じ対策を例えば今の17cm、20cmでもいいですよ。そこまでできるんでしょうと言うわけですよ。できないのかできるのかをまず。これはできますよね。当然できるわけですよ。浸透・洗掘に対してハイウオーターま

では万全にしますと。それはあと17cmあるいは20cmまでの水位までもたせますと。それはできるわけじゃないですか。そうでしょう。できますよね。今、首振りましたよね。縦に振りましたよね。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

何もそこの堤防の一断面だけを見るのではなくて、先ほど申しましたように、橋梁に。

○宮本委員長

橋梁の話をしているんじゃないでしょう、今。例えば13.2kmでいいですよ。要するに、13.2kmで10数cmハイウオーターとそれより上も同じような補強といいますか、そこまで万全に期しますということはできるということじゃないですか。

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局　淀川河川事務所長　小俣）

淀川所長でございますけれども、なり立てなものですから少し控えておったんですが、堤防の一般論でございますので少しお話をさせていただきますけれども、委員長が以前からお話しいただいているように、堤防というのは土の山ですから非常に不完全な構造物で、我々、この堤防をもう代々代々先輩方が積み重ねてきて、ずっと管理をしてきて、言ってみれば洪水を経験しながら水防活動をしたり補修したりして今の形をつくってきていると。しかも、100kmとか200kmとかいう長い延長を我々は管理しなければいけないという立場にあるわけです。

その一方で、我々の責任として一つの、この前、安全基準というお話も知事とのお話であったようですけれども、計画高水位までは我々は堤防を安全に守らなければいけないということが我々の責任として言われているわけです。ですから、我々、過去の洪水の経験ですとか水防活動の実績とか今までの維持管理ですとか、そういったものを考えながら、計画高水位まではこの堤防は大丈夫だというように今まで一生懸命、これは多分私もこれからやっていかなければいけないですし、歴代の先輩方もやってきたことだと思います。

ただ、そうは言っても、この21世紀の世の中ですから、そのまま土の山だからわかんないけれども経験上大丈夫だろうと。それでは幾ら何でも無責任ではないかということで始めたのが点検ということです。これは今まで過去もご説明してますけれども、そういったことで点検をしてきて確認をして、今の技術で確認したものでちょっと危ないなというものを今補強しているわけです。

先ほどその２という資料の５ページでご紹介しているやつはまさにその補強としてこういうやり方でやっていこうということを示しているわけですけれども、ただ、補強するに当たっても、例えばブレーキがきかないような車、これはもう欠陥品ですので、まずブレーキをきくようにしようと。あるいはシートベルトをつけると。そこまでは標準装備だということでやるわけですけれども、お

金がある程度かからない範囲、一緒にできる範囲でですね。当然、堤防は私もこれから管理するんで丈夫にこしたことはないわけですから、そういったことで少しの越水や浸透に対してもできるだけ粘り強くしたいということを多分今までも説明してきていると思いますので、我々としてはまずはとにかくハイウオーターまでは保証すると。これが我々の責任として言っているわけですので、その後１cm超えたから10cm超えたから１m超えたからというところは「もつかもしれない、もたないかもしれない」みたいな議論に入ってしまうんですね、これはもう基準でございますので。ということで我々ずっと説明をさせていただいてございますので。

○川上委員

はい、河田委員。

○河田委員

千代延さん、ちょっと僕が教えてあげるからね。

まず、通常堤防にずっと水位が上がってくるとなぜ危険かというと、堤防というのは基本的に土と砂でできていますので中に地下水面ができるわけですよ。この水面が、例えば市街地側ののり尻から出てくるとここから水が吹き出るということで、ですから堤防の幅というのは決まっているわけですよね。それ以上薄くしてはいけないという。ですから、逆に言えば、簡単に高くはできないと。要するに、高くしても地下水面がのり尻から出てくるようだと、現象が変わるわけです。それより以下だと水が吹き出るということが起こらないと、こういう設計になっているわけですよ。

ですから、計画高水位というのはそれの基準なんですよね。ですから、それを超えると、市街地側ののり尻から水が吹き出る可能性がある。そういう基準ですよ。だから、堤防が安全だからどうとか17cm上がったって大丈夫じゃないか、補強したら大丈夫だと、これの議論じゃないんですよね。堤防全体の安全性の問題にかかわってくる問題なので。

ですから、越水することはとめる、これも大事だと。だけど、今堤防の余裕高が、例えばこれは計画高水流量に対して決められているものだから２m以上なければいけないと、これは法律で決まっているわけですよね。その中で17cmぐらい上がったっていいじゃないかというような議論はなじまない。堤防の設計上、そういうふうに堤防というのはつくられている。ですから僕は、補強するのはよかれとしても、それだけで対策をやったということにしては困るということを言っているわけです。

○宮本委員長

いいですか。もう一回言いますけど、これは堤防補強論、どうすればいいかという議論をしているのではなしに、大戸川ダムがどうしても要るという説明をずっとるる聞いてきて、最後にハイウ

オーター＋17cmだということになったわけですね。それに対して、それが本当に極めて危険であったら、ハイウオーターまではちゃんとしたチェックをして万全を期しますと言われるんだから、その上も同じように照査のチェックができるわけです。

まさに先生がおっしゃるように、例えばここまで水かさが来て、それが何時間か定常的にあると。そのときに浸透性の計算をして、どういうふうにしたら安全かと、それは全部やっているわけですよ。だから、それはハイウオーターまでクリアしているわけですね。「ハイウオーターを17cm超えるから、ここで破堤しまうので、どうしても大戸川ダムが要る」という説明でしたから、それやったら同じようにそういうことをしたらいいんじゃないですかということを言うてるわけですよ。決して何もそれがいいと言っているわけじゃないんですよ。大戸川ダムが要る説明がそれだから、そんな説明やったらそういうこともできるんじゃないですかと。

なおかつ、どうしてもハイウオーターを守るということをおっしゃいました。しかし、例えばこのケースで、計算では７％ふえたらハイウオーターは50cm上がるんですよね。多分、それは５％でも上がるでしょう。というのは、大戸川ダムができても２cmしか下がらないんです、ハイウオーターは。そうすると、ちょっと計画規模を超えたら上がるんですよね。それについては何もおとがめなしなわけですよ。それはおかしいんじゃないですかと。

それからなおかつ、ほかの木津川、桂川、宇治川、これは計画規模じゃなしに、実績降雨であっても整備計画が終わった後でまだハイウオーターを超える区間がいっぱい残るんですよ。我々が今ここで議論しているのは完成形を議論しているんじゃなしに、あくまでこれは過渡期のものですよね。過渡期のものだから、確かにハイウオーター以下に抑えるのは望ましいでしょうが、今の話の10数cmであれば、それはやむを得ないんじゃないですかと。ほかの川だって、淀川よりももっと低い実績降雨だって、ダムができた後でもハイウオーターを超えるところは出てくるわけですよ。そういう今の過渡期の議論の中でどうしてもこの整備計画で大戸川ダムが要るという説明はなかなか納得できないんじゃないかというのが今の議論なんですよ。

ですから、この議論は大戸川の集中審議でもやりましたし、洪水のときにもやりました。そのときに河田委員も寶委員もおっしゃいましたよね。確かに大戸川ダムで17cm抑えるということはいいでしょうと。しかし、それ以上の洪水だとかいうことを踏まえたときに今のこの大戸川ダムの説明というのは説明責任を十分に果たせていないねと。納得できないところが多いということをおっしゃったわけですよ。ですから、そういう議論を踏まえてここの文章は書いてあるんです。

○川上委員

寶さん、どうぞ。

○寶委員

寶です。私は、16ページの上の「…位置づける必要性・緊急性は認められない。」ということを「…位置づけることは妥当である。」と書き直しましょうという意見であります。限定的とか誤差の範囲とかいう話がありますけれども、それは私は間違っていると思います。

きょうは、私、この参考資料１に７件ほど意見を出しております。21番は「四つの調和」ということで、どういうつもりで私はこの委員会に参加しているかということを書いておりますので読んでいただければ幸いです。それから、河川整備計画をどういうふうにしていったらいいかというこの意見案の対案みたいなものを23番に書いております。

それで、大戸川については26番に書いておりますのでちょっと開いていただけるとありがたいんですが。参考資料１の26番ですね。

まず治水効果については、計画規模の洪水、これは昭和47年の台風20号掛ける1.53ということですが、これについては、ここに以前の資料からコピーしたやつをつけたんですけど、４ページですね。26－４/６ページに書いてあるように、これは先ほど４月３日の整備局の資料にも載ってたかと思うんですけど、大戸川ダムによって本川で約20cm水位が下がるということなので、それがかなり広い範囲にわたって水位を下げているわけですから決して限定的ではないと。

それから、その２つ目のポツですが、戦後最大洪水、これは整備計画で目標としているところですけれども、これについては「淀川本川、宇治川の両方において計画高水位より低い水位になっている」ということで添付図２、ですから26－５/６ページでありますが、ここに書いてあるような図のようになっているということでありまして、したがいまして、この基本方針並びに整備計画の対象とする洪水に対しては十分に治水ダムとしての効果を発揮するというふうに考えておりますので「限定的」という言葉はおかしいと思っております。

それで、私、２月11日はちょっと出張で休んだものですから十分議論させていただけなかったんですけれども、前回も必ずしも十分議論させていただけなかったので、同じ26番の資料に書いておりますが、宮本委員長のご見解につきまして反論といいますか、書いておきました。33洪水のうち２洪水だけですよとおっしゃるわけですけれども、それはやっぱり意味がないと思うわけですね。計画論上、危険な考え方であると。まあ、ここにも書いてありますように、例えば地震防災対策を考えるといったときに、33棟あったと。うち２棟は耐震基準を満たしてないとした場合に、やっぱりその２棟に対しても耐震基準を満たすような対策を打つはずじゃないですか。これは同じことなんですよ。ですから、計画論、設計論としてはやっぱりやるべきなんです、それを満たすように。ですから、ここにも書いておりますように、その「33分の２にすぎない」というのはまずおかしい

と。

それから、この33洪水というのをじっと見てもらいますと、３月11日の資料をじっと眺めててわかったんですけれども、その６/６ページですね。６/６ページをちょっと横にして、洪水型というのが棒グラフの下に書いてありますけれども、これをずうっと見ていくと、７パターンしかないんですよ。あとは引き延ばし率がちょっと違うだけでね。ですから、基本的には７分の２と考えてもおかしくないわけです。ですから、この２洪水については基準より下げるというのは計画論、設計論として当然であって、したがいまして、それはやらんといかんというわけであります。

それで、この堤防の天端まで結構余裕があるということですけれども、ここは３川合流の直下であり、両側にも人家がたくさんあって危険なところですから手厚くしてあるというのは当然であって、その２/６ページの一番下に書いてありますように、明治時代から堤防の高さ、余裕高、それから水位、そういうようなものをずっとキープしてやってきてて、それで今までの河道改修とかダム事業とか、そういったものの積み重ねでそこまでちゃんとやっているわけでしょう。ですから、そういう歴史も考えますと、とにかく基準はちゃんと満たすのが筋であるということであってね。

それで、宮本委員長はいつも1.5倍とか2.0倍の話から始められるんですけれども、あれは明らかに超過洪水なんですよ。

○宮本委員長

実績も見てます。

○寶委員

それで、実績については、あれは計算、ほかの図も調べましたよ。だから、下流の水位が違うんじゃないですか。下流条件が。

○宮本委員長

そうですよ。下流がふえているからです。

○寶委員

そしたら、そっちも見せないといけないじゃないですか。

○宮本委員長

言っているじゃないですか、この場で。

○寶委員

ですから、その整備計画に相当する下流水位から始めて見ると、ちゃんと計画高水位を満たしているわけですよ。それをあくまでも満たしてないようにおっしゃるので、それはやっぱりおかしいと思うわけですね。

したがいまして、堤防の表面の加工につきましては、河川砂防技術基準（案）にも書いてあることは宮本さんも御存じだと思うけれども、完成堤防ということは一応天端までやるということになっているんですよ。河川砂防技術基準（案）にね。

○宮本委員長

そんなこと書いてないですよ。

○寶委員

それで、「のり覆い工」ということで、そういうことにするというふうに書いてあるんです。ただ、それができてないだけだと思うんですよ、今は。ですから、基本的には表側の川の方の、水面側の方の堤防は、天端までやると局長も言っておられるようなんで、まだできてないところもやられると思いますので、それはそれとして、少なくとも基準は計画論、設計論として満たさないといけないと。それはもう当然のことであります。以上です。

○宮本委員長

33分の２が少ないとかどうたらこうたらとかいうのは私が言ったんじゃなしに、河川管理者が治水の補足資料の中で33ずらずらっと並べて、そのうち黄色いのは２つあると。これが問題なんですと。その問題である洪水に対して大戸川ダムがどうしても要るという説明をされたから、それを言っているんですよ。

○寶委員

寶です。ですから、その33分の２を下げる必要があると。それは合意されるわけでしょう。

○宮本委員長

合意してません。その33分の２というのが、たかだか33分の２じゃないですかと。なおかつ、それがオーバーするのが10数cmじゃないですかと。ここは、私はぜひ、皆さん方河川工学者なんですから、純粋に河川工学者として安全の議論をしてほしいんですよ。それは確かに17cm下げた方がいいですよ。確かに33全部クリアした方がいいですよ。しかし、それが本当にこの大戸川ダムがどうしても要るという理由になるんですかと。なおかつ、これは整備計画です。過渡期の計画です。今どうしてもこれが要るという計画になるんですかということを言っているわけです。なおかつ、今おっしゃるように、ハイウオーターを守らないかんとおっしゃるんであれば、どうして実績の降雨でも整備計画が終わった後でハイウオーターを超えるところが出てくるんですかと。それは計算がおかしいと。これは私がやった計算ではなしに整備局が出してくる計算ですよ。

○寶委員

寶です。計算がおかしいと言っているんじゃないです。下流の条件が違う条件のやつをお示しさ

れているんじゃないですかと言っているわけです。

○宮本委員長

それは、要するに氾濫計算なんかをした場合に下流の水位が上がってます。例えば３川合流の。それを踏まえるのは当たり前であって、そこの水位を変動させずに計算している方がおかしいんじゃないですか。

○寶委員

寶です。三川合流のところは言ってないです。河口から、まあまあ、いいですわ、どこからでも。ですけど、とにかく整備計画と基本方針という計画論があって、その計画論に対してこのダムの効果は限定的かどうかということについては全然限定的じゃないと。はるかに効果があると。

○宮本委員長

効果が限定的かどうかということを言うから、確かにダムが上流につくられたら効果はありますよと。それは水位低下するのは当たり前なんです。こんなことはもう当然のことなんですよ。私が言っているのは、ダムがなかったらハイウオーターを超える、ダムがあったらハイウオーターをクリアする、そういう意味で限定的だと。例えば大戸川ダムが効果を発揮する洪水は限定的だということを言っているんであって、とにかく一般論的な効果と言うんであれば、確かに非常にハイウオーターよりも低いところの水位を下げるということだって効果だと言われれば効果です。だから、もしその言葉遣いが不正確なら、それは修正します。今言っているのは、ダムがなかったらハイウオーターを超えます、大戸川ダムがあればハイウオーター以下にします、そういう意味においての洪水は限定的だということを言っているわけです。

○千代延委員

ちょっと言わせてください。

○川上委員

千代延委員

○千代延委員

千代延です。本当に今大事な議論だと思うんですが、河川工学の先生方はここで本当に真剣に議論していただきたい。大戸川ダムをこれからやれば、この前河川管理者からいただいた資料では、あと480億かかります。

それで、今大戸川ダムがない場合にハイウオーターレベルを超えるあの延長、３カ所の延長を合わせまして3.6kmあります。仮に１km10億で、まあ私がどんなに素人でもそんなにかかることはないと思いますが、１km10億かかっても36億でできるんですよ。それでうまくクリアできればね。と

ころが、大戸川ダムの事業費はあと480億かかると河川管理者からこの前ありました。それを仮にせずに、最高17cm超えるわけですけれども、今のハイウオーターレベルを超える３カ所を合計すると、延長しますと、3.6kmになります。１kmについて10億かかるとしましても、全部で36億でできるわけです。

「いや、それは幾ら安くてもこんなことだからだめだ」というのを本当にわからせていただきたい。ですから、ここはしっかり議論していただきたいと思うんです。ですから、単純に言うたら480億対36億。まあ、それ以下だと思うんですが、経済的にも大切な議論ですからしっかりお願いしたいと思います。

○川上委員

大変議論が白熱しているところなんですけれども、第１ラウンドが。

○寶委員

今のことでちょっといいですか。

○川上委員

どうぞ。

○寶委員

寶です。今おっしゃった36億ですか、それは洪水を流下させるだけの効果ですよね。

○千代延委員

うん、そうそう。

○寶委員

ただ、480億というのはダムがほかの施設とも協調しながらもっとほかの効果（合流する洪水ピークをずらせるというような効果）も生み出せるわけなんで、それを単純に比較するというのはおかしいです。

○千代延委員

いやいや。

○宮本委員長

治水ダムですよ、これは。

○千代延委員

はい。

○宮本委員長

ちょっと待ってください。ちょっといいですか。

これはきちっとした河川工学上の議論をすべきやと思うてるんですけれども、どうもそうなってないので、これは寶委員にお聞きしたいんですけど、１月９日の第70回の委員会で大戸川ダムの集中審議をしました。それで、私が、もうきょうは説明するなということでしませんけれども、その説明をした後、皆さん方にご意見を伺いました。「この大下津と淀川本川との関係において、17cm云々の話に関して説明をしようとした責任はそれなりに果たされたと思いますよ。説明しようとしてね。ただ、その説明が24人の委員全員を納得させたかと。それによってダムが本当に必要だなと納得させるような説明であったか、それを説明責任と言うのなら、それはできてないと思いますね。」というふうに寶委員はおっしゃったんです。

その後、１月９日のこの委員会の後、どんな新しい、どうしてもダムが必要だという説明がありましたか。これから何も河川管理者からは進んでませんよ。１月９日のときには、これで委員が納得できるとは思いませんね、説明責任はできてないと思いますということを寶委員自身がおっしゃっているんですよ。その後一体どういう説明を受けられたんですか。それを聞かせてください。私は聞いていません。

○寶委員

寶です。その後、私はそこの17cmの意味、それから33分の２の意味を資料をずっと見たりして考えたんです。それで、とにかくなぜ17cm下げないといけないんだろうかということを考えたときに、やっぱりこれは計画論、設計論じゃないかと。それと、委員長のご説明によれば超過洪水の話から始まるじゃないですか。いつもね。だから、一時期私も宮本さんの言うことに「ああ、なるほどな」と思うたことあるんですよ。だけれども、それは1,650分の１とか３万7,000分の１の洪水に対してダムが効かないのであふれているんだということをやっぱり再確認して。

○宮本委員長

なるほど。わかりました。そしたら聞きますけれども、計画規模で大戸川ダムができたときにハイウオーターから２cm下がるんですよ。計画規模から２cmですよ。そうすると、大戸川ダムがあったときに今のハイウオーターをまた超える可能性がありますね、ちょっと雨が降れば。それは決して５割増しだとか２割増しじゃなしに、まあそれは計算してくれてないからわからないんですけれども、２cmですから恐らく数％雨が多く降れば超えるんですよ。だから、私は５割増しだとか２割増しの議論をして「だから限定的だ」と言っているんじゃなしに、大戸川ダムはハイウオーターの上を超えた洪水位を下げる効果が非常に幅的に小さいから、そうすると洪水規模として大戸川ダムが効く幅というのは非常にピンポイントで限定的だということを言っているわけです。

○寶委員

寶です。この8,000km^{2}ぐらいある中で大戸川ダムは153km^{2}しかないので当然そうですよ。それと、そこに雨が降るかどうかという問題もありますからね。ですから、基本的には基本方針、整備計画に基づいた計画降雨というんですか、それに基づいて一応基準をクリアして。ほんで、おっしゃっているのはそれを超えるような雨という意味ですか。

○宮本委員長

そうです。

○寶委員

であれば、それは超過洪水対策としてソフト対策もあればいろんな対策があるわけですよ。ですから、計画論、設計論としてね。これは整備計画なんですから、その整備計画を議論するときにまずそれをクリアして、ダムは効果があるのかないのかを見て、それで、環境上とか、いろんな条件でこのダムは要らないということだったら、それはやめてもいいんですよ。だけれども、私が言っているのは、治水の観点からして、限定的であるとか、今何cmしかないとおっしゃるけれども、設計論、計画論からして、そこはちゃんと委員の皆さん方あるいは聴衆の皆さん方にもわかっていただかないと、いきなり超過洪水の話から入っているので。

○宮本委員長

いきなりじゃなしに、要するに計画規模でさえも効果が発揮できるのは限られていて、なおかつそれよりも少し大きな雨が降ったら効果はなくなるんだから、だから限定的じゃないですかと言っているわけです。

○寶委員

寶です。効果がないわけじゃないんですよ。あるから、水位が下りてその水位なんです。なかったらもっと上がるわけですやんか。そうでしょう。なかったらもっと上がるわけでしょう。

○宮本委員長

ですから、もう何遍も言うのは嫌ですけれども、どうしても要るという説明がハイウオーターを超えて、それを下げるということを言っているわけだから、どうしてもその議論になるわけですよ。どうしてもという理由だから。それを「ハイウオーターが上であろうと下であろうと、ダムがあったら少しでも下がるんだから、それは効果だ」とおっしゃったらね。それはそうなんですよ。私もそれは同意しますよ。しかし、今まで大戸川ダムが必要だいう説明はそのことじゃなしに、ハイウオーターをまたいで、それを超えているやつを下げるということだから、それに対応できる洪水というのは限定的だと言っているんで。もう「効果」という言葉は使いませんので、正確に使います

から、そういう意味においてはそうでしょうと言っているわけです。

○寶委員

まあ、そういう考え方に基づいて、我々の意見も聞いていただいて文案を修正していただいたらいいと思います。

○宮本委員長

ですから、今言うたのは、効果が極めて小さくて限定的だというその「効果」というのを、今おっしゃったみたいに、例えば「ハイウオーターを超えているものを下げるという対象の洪水は限定的である」というふうに正確に書くということは全然問題ないと私は思ってます。

○寶委員

まあ、限定的というより、「この洪水とこの洪水についてはそうだ」と書いたらいいわけですよね。それも事実ですから。

○宮本委員長

そうそうそう。事実ですよね。

○川上委員

はい。では、そのようにより正確に記述するということで。

どうぞ。

○千代延委員

千代延です。やっぱり私の疑問に答えていただいていないんですが、ハイウオーターレベルより上も堤防天端までハイウオーターレベル以下と同じように加工した場合に今の２洪水が今ハイウオーターレベルを超えますね。そういうふうに堤防を加工しただけでは安全ではないということなんですか。

○寶委員

洪水流は流下できると思いますよ。ですけれども、私が言っているのは、計画論、設計論としてそれを下げる基準を満たすべきであると。ですから、千代延さんのご質問に対しては17cmでも流れると思います。

○宮本委員長

ちょっと待ってくださいね。今そこの議論でちょっと誤解があるのは、計画論というときにはハイウオーター以下に下げないかんとおっしゃっているわけですよ。設計論というのは、ハイウオーターは関係ないんですよ。ハイウオーターまでは設計指針に基づいて浸透・洗掘対策をすると。だからハイウオーターまでは大丈夫なんですよ。それを今度はその上も同じような設計論に基づいて

照査をして浸透・洗掘に対する一定の安全度を確保するということをすれば、高い方が危険なことは間違いないんだけれども、それでもハイウオーター以下と同じような安全度、いわゆる一定の安全度は確保できますよということを言っているんです。

○寶委員

おっしゃる意味はわかりました。整備計画ですから計画論上というふうに言い直させていただきます。

○竹門委員

まあ、これまでの議論は「たられば」であって、例えば宮本委員長がおっしゃっている堤防強化も治水対策の一つの例にすぎませんよね。つまり、大戸川ダム以外の方法の一つにすぎないわけでして、それ以外にもたくさんの選択肢はあるわけです。それで、私は治水だけじゃなくて環境あるいは利水上の対策としてもメリットがより大きいものを選ぶべきだという意見を前々から申し上げてます。その意味では、その17cm下げるために、堤防を強化する以外の対策について必ずしも議論されてこなかったところにも問題があると思いますので、意見書の書き方としてはダムの効果が極めて限定的だから必要性の説明として不十分だというだけではなくて、ほかの案がちゃんと議論されていないということもぜひ加えていただきたいと思います。

少なくとも、その17cmの話だけで大戸川ダムを否定する根拠にはならないと思います。というのは、結局17cmでも下げればそれなりの効果があるという点は理屈として覆せません。つまり、限定的かもしれないけれども、効果があるという主張は覆せないわけでありまして、それ以外の方法でもそれは実現できるんじゃないかというところに実はこの文章の主眼があるわけですよね。

○宮本委員長

そうそうそう。そうです。

○竹門委員

ところが、今、この文章が正しいか正しくないかというところに議論が終始しているわけでして、少し論旨が違うんじゃないかなと思うんですね。

○宮本委員長

ああ、なるほど。

○竹門委員

ええ。ですから、議論の方向をそこで終わりにしないで前に進めていただきたいというふうに思います。

○宮本委員長

おっしゃっているように、例えばハイウオーター以上の補強あるいは越水対策、これはしましょうということを決めたんで、そういうことを前提にして本当に今の17cmの議論があって、大戸川ダムがどうしても必要なのかどうかという議論を実はされてない。なおかつ、ほかの案として、前からあるように、例えば桂川の掘削自体をもう少し抑えてもいいじゃないかと。それは枚方から三川合流までの掘削をすれば桂川の水位だって下がるんじゃないかと。その議論も実はまだできてないんですよね。

○竹門委員

ええ、そうです。引き堤はもうされているんだというので話が終わってしまったことがあったんですが、私はもっと引き堤をするべきだと申し上げました。同じお金を使うんであれば、掘削で河床を下げるんじゃなくて、幅を広げる形で河道の貯留量を増やすべきです。そうすれば、必ずしも下流の流量が増えることにならんわけです。引き堤の場合の流量増大には遊水効果も期待できるわけですから、これはこれまで計画されてきた掘削案とは少し違う方向だと思います。そういった内容も含めて、その他の対策について必ずしも十分に検討された上で大戸川ダムが選ばれていないというのは確かだと思います。

○川上委員

はい、山下委員。

○山下委員

何か話が河川の専門家以外はついていけてないような話になってきたんですが、ちょっと私が気になっていますのは、ここでの表現の「限定的であり」というのは、だから「必要性・緊急性は認められない」というところにかかってきて、ポイントはこの必要性・緊急性だと思うんですね。

竹門委員がおっしゃったことは、むしろもう少しポジティブにというか、積極的に、こういうふうな対応策というのを検討して、そういうものがあるじゃないかということを出せと、書くべきだというご趣旨なのか、しかしその点はまだ委員会として十分議論がし尽くせてないのではないかなと思ったわけです。つまり、「必要性・緊急性は認められない」というのは、大戸川ダムが要るか要らないかということについての議論が全部終わってないよという、私はそういう趣旨かなと思ってたんですけどね。

だから、要らないということを言っているわけではなくて、要るということの納得のいく説明ができてない、あるいは、ほかの代替案を考えると大戸川ダムでないやり方の方がもっとリーズナブルではないかとかということの議論もできてないという意味の「必要性・緊急性は認められない」

という趣旨かなと思ってたんですけどね。だから、そういう意味ではおっしゃることはそのとおりだと思うし、私も賛成なんだけど、そこまでの議論は委員会でまだできてないから、現時点としてはこういう書き方になっているというふうに理解をしていたんですけど。

○竹門委員

竹門です。これまでの委員会でも、総合的な治水あるいは流域対応ができてないという議論はさんざんしてきましたよね。つまり、この個々の数値に対して、ほかのやり方だったらどうだろうという代替が出てないというところに大きな問題があるわけでして、それについては今までもさんざん批判があった点だと思いますので、ここにそういう文言を入れること自体には問題ないと思います。

少なくとも、この文章を読む限り、「極めて限定的であり」で、最後に「必要性・緊急性は認められない」ということになりますと、先ほどから議論がありますように、計算誤差の範囲であって極めて小さいということが限定的であるという論理になりまして、だから「緊急性・必要性は認められない」ということになりますね。この文章のとおり読めば。

そうすると、やはり先ほどから議論になっておりますように、「大戸川ダムによる対策が限定的なのかどうか」という事実認識の問題に至ってしまいますので、私はそれは不毛な議論だと思います。たとえ17cmであっても、それを下げる効果があるのであればそれは大事だという論理が必ずあり得ますから、そこで議論するんじゃなくて、「その効果をほかの方法で代替できるかどうかがちゃんと検討されてない。したがって、ダムが主要対策として選ばれている原案には納得ができない」という結論になるのではないですか。

○山下委員

いや、そういう趣旨で私は申し上げたわけで。そういうことであれば全然、私は了解です、了解といいますか賛成です。

○川上委員

大変白熱した議論をしていただきましたけれども、完全な合意には達してないものの、この第１段落の文章をより正確な記述にする、それから他の代替案というか他の方法についても検討するというか言及すると。それから、まだ委員会としては議論が尽くせていないということが問題点として挙げられたと思います。

先般３知事に面会した際も、滋賀県知事から、大戸川ダムは治水だけを考えると経済的に不利であるということから当面実施しないと言っていたのに、なぜこんなに急にこれがまた再浮上してくるんだと、そこの説明を受けていないというお話がありました。委員会も、この原案については、

その原案の策定プロセスに委員会はほとんど重要な部分でかかわってないわけですね。しかも、この短期間にいろいろと説明を聞き議論をしてきたわけですけれども、まだまだ議論が足りないという状況にあります。その辺を考慮いたしまして、きょうの議論を踏まえて、次回の委員会に修文案を提出したいというふうに考えるところです。

ちょっと時間をオーバーいたしまして、休憩に入りたいと思いますが、その前に傍聴者の意見をお一人２分ということで。

○宮本委員長

まだまだ。

○川上委員

後で、まとめて、ダムに関しては。済みません、ちょっと勘違いしまして申しわけありません。

では、休憩に入りますので、庶務にマイクを。

○竹門委員

田中委員が手を挙げてます。

○川上委員

休憩してからにしましょう。ちょっと頭を冷やしてやりましょう。

○庶務（日本能率協会総研　近藤）

それでは、一たんちょっと休憩したいと思います。15分の休憩をとりたいと思いますので、３時10分に会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

〔午後　２時５５分　休憩〕

〔午後　３時１１分　再開〕

○庶務（日本能率協会総研　近藤）

それでは、会議を再開したいと思います。川上副委員長、よろしくお願いします。

○川上委員

では、審議を継続します。

さっきの審議で、最後に発言を求められた方の発言をちょっと遮ってしまいました。田中委員、お願いします。

○田中委員

先ほど川上副委員長から、滋賀県の嘉田知事さんの話が出たんですが、河川管理者にお聞きしたいんですが、17年７月１日にいわゆる大戸川ダムについての検討、まとめがあったわけなんですが、そのときには、当分ダム建設は行わないという方針でした。しかし、このとき、もう既に大下津地

点の引堤は実施、掘削についても計画になっていましたが、この時点のときには大戸川ダムは要らないと、当分建設しない方針だったんです。この辺はどうだったんでしょうか。

○川上委員

井上調査官、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

文書では、11月ぐらいに出していた大戸川ダムの建設事業についてというレポートの中に、どういうふうにそういうことを考えたのかというのは書いてありますが、その中のことについてご説明します。当時５ダムの方針を出すときには、我々はベースとして考えていたのは16年５月に出ていた基礎案の考え方です。

基礎案のときには、基本的には今の堤防の補強強化対策を最優先で実施するということで、桂川については大下津の引堤の部分、それから例えば上野地区の浸水被害軽減対策ということが書いてありましたけど、そこ以外の河川改修事業については特段具体的に位置づけてはおりませんでした。そういう状況の中ですから、まずは堤防の補強強化を優先するというのが基礎案の状況であったと思います。

そういう状況で見ていたので、５ダムの方針のときの効果を見るときにも、狭窄部をあけていない条件のもとで、また改修もしてないという条件で、どれくらいの効果があるのかというようなことで見ておりましたので、そのときには堤防強化を先に優先し、河川改修は特に実施しない状況でダムの効果というのを見て、また狭窄部はあけるかあけないか、狭窄部をあけるまでは必要ない、効果が限定的であるというふうな形で位置づけていたのは、狭窄部を開くか開かないかだけの検討を比較して比べて我々は出しておりました。ですから、５ダムについての方針を出した17年７月時点については、桂川についての流下能力不足のことについて検討、それをつけ加えた上での検討というのはしておりませんでした。

○田中委員

もう整備計画にはちゃんと載ってましたよ。引堤、大下津の流量がふえるということに対しても大戸川ダムの必要性がなかったから当分ダム建設はしないという方針、まとめではなかったのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

大下津の引堤はありました。引堤については位置づけておりまして、それについてはおおむね100m³/ｓから150m³/ｓぐらいの流量増になるということです。今回、整備計画の中に位置づけておりますのは、大下津の引堤だけではなくて、さらにその上流部の鴨川との合流点付近の上流部、

その掘削、流下能力が著しく低いところについて今の現況の河道よりも掘削するというものです。それについては、基礎案のときには具体的な対策としては位置づけておりませんでした。

○田中委員

では、この大戸川ダムは当分実施しないという時点においては、桂川の流量増加についてはまだ議論の段階ではなかったということですか。

○川上委員

田中委員、いいですか。

池野さん、何かありましたね。

○池野委員

日本語として素直に今の時点で読めば、効果が小さい、限定的だ。だから妥当性・緊急性は認められないと、そう読めますよということだけ確認したかったんです。私は、そういう効果があるし、限定的でないと思っているんですが、意見は別にして、この意見書のたたき台そのものから素直に読めば、そういう先ほどの議論のような複雑な読み方はできないのではないかと思っております。

○川上委員

委員の修文の大きな表紙の16ページに千代延委員が、天ヶ瀬ダム再開発本来の目的すら危うくしているという文章を追加しなさいと書いていらっしゃいますが、これの趣旨をちょっとご説明いただけますか。

○千代延委員

千代延です。もともと今度の整備計画原案が出る前、基礎案の段階、それから委員会としては５ダムの方針に対する意見、こういう段階では、天ヶ瀬ダムの再開発、これは何のためにやるかといいますと琵琶湖の後期放流ということで、これについては委員会も前向きだったと思うんです。ただ、一番、これを1,500m³/ｓやるにしましても、それより少し規模を下げるにしましても、いずれにしろ、今宇治の塔の島地区の問題というのは非常に大きな問題がありますので、これも私のは少し舌足らずですが、宇治の塔の島の問題を解決できれば、前に上げておりました琵琶湖の後期放流というものをやっぱり生かしたほうがいいのではないかという意味で、こういうことを書いたんです。ですから、宇治の非常に大変な問題なんですけど、まずそこを片づけるということが私としては順番であろうと思います。以上です。

○川上委員

ありがとうございました。

水山委員はきょうご欠席でございますけれども、水山委員の意見として「天ヶ瀬ダムの再開発は、

琵琶湖周辺の洪水危険性を低減させるが、宇治市の負担が増加するので、宇治市への十分な説明と了承が必要である」、こういうご意見をいただいております。

あと、村上委員の方から環境影響等についてのご意見がありますので、ちょっと説明してください。

○村上委員

村上です。ダムの各論すべてに見られるところなんですけれども、環境影響についての記載が一切ないので、これはやはりまずい、何とか追加してほしい。それから、この天ヶ瀬再開発については、ほかのダムの環境影響が、水質ですとか希少生物の保全だとかかなり客観的に評価できるところで議論が行われているんですけれども、この天ヶ瀬再開発の場合は景観、そういった非常に外部の委員では議論しにくい、理解しにくいところが争点になっています。やはり、これは調査方法、調査項目等も含めて、もう一度地元と調査のやり方について議論するような、そういった提言が必要ではないかと私は考えます。以上です。

○川上委員

では、大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発についての審議をこれで閉じたいと思います。

何か追加がありますか、委員長。

○宮本委員長

追加というよりも、先ほどの前半の議論で、これは、それを受けて我々はまた修文案を書かないけませんので確認だけしておきたいんですけれども。

まず、言葉が正確でなかったという意味において、例えば計画対象洪水を計画高水位以下で流下させるという原案で示された目標に対して、ダムによって水位を計画高水位以下に低下させることができる洪水は極めて限定的であると、これは先ほど私はそういうことですよというふうに言ったんですけれども、そういうことは、先ほど寶委員もそれは事実だとおっしゃったんで、それはよろしいですね。

○川上委員

寶委員。

○寶委員

寶です。言葉遣いの問題です。「極めて限定的」という言葉はちょっと私は理解できない。

○宮本委員長

とすると、ダムによってハイウオーターより上の水位をハイウオーター以下に低下させる洪水は極めて限定的であるという言葉が、まあ言うたら、何かちょっと気に入らないということですね。

○寶委員

寶です。そういうことができる洪水はこれとこれとであるでいいじゃないですか。

○宮本委員長

それは、そうすると。

○寶委員

別に限定的と言わんでも。

○宮本委員長

例えば河川管理者の出された洪水が33出たんだけれども、これとこれはそれはできると、しかしそれ以外のものはできないと。それを言わないと。寶さんね、それを言わないと、この洪水はできますと言うたら、それは単なるできますということであって、そのほかに33もあるのに、ほかはできてないんだということを言わないと。

○寶委員

さっき申し上げたように、33というけれども７パターンですよ、降雨の時空間パターンは。ですから、７つのパターンに対して２つは下げられるわけでしょう、そのほかはもうとっくに下がっているわけでしょう。ですから、その２つの洪水について下げられるということで、７分の２というとあれですけれども、決して限定的じゃないじゃないですか。なぜ限定的という言葉を使わないといけないのかが私はわからない。

○宮本委員長

そういう、そこですね。そうすると、実は３年前に５ダムの方針を出したときに、結論的には大戸川ダムの場合は余り効果がないということで、中止というか、やめたんですけれども。そのときにダムワーキングで出された資料では、宇治川の天ヶ瀬再開発が終わった後で、大戸川ダムが同じように８つの洪水でしたか、やっているんです。そのうち、８つのうち１つの洪水だけハイウオーター以上で、ダムができたらハイウオーター以下になるということが出したんです。しかし、それでも、やはり８つのうち１つだけでしたら、大戸川ダムがどうしても要るという説明にはならないという判断で、当時それについては位置づけるということをやめたわけです。

そういう意味において、今おっしゃっているけれども、どう言うたらいいんかね、先ほどおっしゃったけど、33じゃなしに７つだとおっしゃるけれども、７つの洪水をいろんな降り方にまた変えているわけですよ、これは。だから、33通り出てきているわけですね。ですから、そういう意味においては、やはり33のうち２つなんですよ。これは幾ら寶さんが言われても、河川管理者がそう説明しているんですから。ですから、私は、そこをね。これとこれは効果がありますよと、そんなこ

とを意見書に書いたって何の意味もないんじゃないですか。

○寶委員

寶です。限定的という言葉には物すごくひっかかるんですよ。なぜそういう言葉を使うのかね。

○宮本委員長

そうすると、どう言えばいいんですか。どういう言葉を使ったらいいんですか。

○寶委員

以前宮本委員がおっしゃったのは1.5倍とか2.0倍の雨に対して全然きかないと、それでもう限定的なんだと、そういう論調で来たじゃないですか。ですけれども、それはもう明らかであって、限定的というか、もうダムの容量を超えたらそれはきかない、それは流域治水だってとっくにきいてないわけですからね。ですから。

○宮本委員長

その限定的はいいんですか。

○寶委員

いやいや、それも全然話にならないんですよ。ですから、なぜ、もうちょっと違う表現がないんですか。

○宮本委員長

だったらね。

○寶委員

きょうはやっても仕方ないんで。

○宮本委員長

いやいや、だけど、これをやらないとね。これは、我々が次に修文を書くときに書けないんですよ。ですから、そこの言葉が、やはり皆さん方が。これは、だけど、はっきり言って、ほかの委員の方は意見なしということで、限定的だという言葉を、特に意見なしと言われているわけですよ。やはり、そこにこだわられているのは寶さんですから、どうしてもやっぱり寶さんのご意見を、やっぱり我々としても消化したいから聞いているんです。

○寶委員

では、もう一度宮本委員長の文言をおっしゃってくださいな。はっきり、ちゃんと。

○宮本委員長

「計画対象洪水を計画高水位以下で流下させるという原案で示された目標に対して、ダムによって水位を計画高水位以下に低下させることができる洪水は極めて限定的であり」です。

○寶委員

もともと計画高水位を超えていた計画対象洪水というのは幾つだったんですか。それは意味ないですか。

○宮本委員長

今の33もそうですけれども、それ以外に例えば計画規模以上ありますよね、そんなことも含めて、結局この大戸がハイウオーター以上をハイウオーター以下に下げるという洪水は、そんなに広いいろんな規模の洪水、いろんなパターンではなしに、その範囲はかなり狭いですよということが言いたいわけですよ。

○寶委員

ですから、先ほど７つのパターンだという時空間パターンは変わらないわけですよ。引き延ばしが違うだけやからね、33洪水といえどもね。そうでしょう。だから、時空間パターンは７パターンしか入ってないんです、この33洪水の中にはね。ですから、33ではあるけれども、実は７つの時空間パターン。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、そこにこだわって、限定的という言葉がよほどお嫌いということでありましたら、河川管理者が示されたいわゆるチェック洪水、チェック洪水というのは33なんですよ、これはね。そのチェック対象洪水のうち、これがそうなっているのは２洪水であるということなら事実ですね。

○寶委員

それは事実です。

○宮本委員長

いいですね。

○寶委員

はい。

○宮本委員長

わかりました。

そしたら、どうですか、皆さん。「極めて限定的」という言葉は、ほかの委員の方は皆さん了承されているんですけれども、今寶委員の方からその言葉は気に入らないので、チェック洪水のうち、いわゆる大戸川ダムが効果があるのは33のうち２だという表現なら事実だからとおっしゃったんだけれども、ほかの委員の方はどうでしょうか。

○田中委員

田中です。「極めて」という言葉はいろいろ意見があるかも知れませんが、「限定的であり」というのはそのとおりだと思います。大戸川ダムの位置ですね、最上流部にあるわけですから、他の流域面で降雨量によっては限定的という言葉は不適切ではないと思います。

○河田委員

私の意見はそこに書いていただいて、修正が示されているように、ここを書き直せということなんですね。こういう言い方をやめて、要は、要するに効果があるということを主体に書いてくれという修正意見をここに書いているんですよ。ですから、事実はそうであるからそう書くというのでやったら問題ないけれども、それはだけどカルテなんですからね、それは書かなくてもいいんでしょう。だから、それを書かないで「極めて限定的」と書いてしまうと、それは非常におかしくなる。

○宮本委員長

ですから、私はカルテだから、ほかの委員の方々も多分それで同意されたんだけれども、限定的だということを言ったんですよね。ただし、河田委員は、効果はあるということをおっしゃっているわけね。ですから、それも、それはカルテじゃないんであって、私も言うように、ダムをつくったら下流の水かさを下げるのは当たり前なんですよ、そんなことは、それを効果だと言ったら、どのダムだって全部効果があるんですよ。だから、そういう意味においては、それはもう当然のことなんです。

ですから、単に大戸川ダムは下流に対して効果があるということではだめだと思うんで、そういうことで言うのなら、例えば宇治川・淀川に対して大戸川ダムは流量低減を行うと、これは事実ですから。流量低減を行うものの、その大きさなり、それからそれの対象とする洪水は、まあ限定的という言葉がだめならもう少し考えますけれども、そういうことであればいいんじゃないですか。

○河田委員

だから、もっと客観的に、計算された条件では限定的だったと、そういうふうに書いていただいていいと思います。

○宮本委員長

ああ、わかりました、わかりました。計算した、その今の対象洪水については限定的だと、限定的まではいいわけね、そういう言葉があればね。

寶委員は限定的もだめだとおっしゃっているので、そこはどないしましょう。やっぱり33の２だというふう書いたらいいですか。

〇寶委員

寶です。原案として、意見案の第２次案ですか、そこに限定的という言葉を使うなら使われて、次回審議できるんですか。そのときに全体の論調を見て私も納得するかもしれないし、全体の論調を見てですね。

〇宮本委員長

はい、わかりました。

〇寶委員

ですから、きょうはこれ以上これで時間をとろうとは思いません。

〇宮本委員長

わかりました。

それともう１点、一番初めの議論ですけれども、「計算誤差の範囲」というのが飛んでしまったんですけどね。これは確かにあの量なんですよ。これはもう皆さん方は、これは客観的な事実ですからわかると思うんですけどね。それに対して流量計算あるいは水位計算の誤差というのが１割、２割あるというのは、これは当然なんですよね。ですから、その１万ｍ^{3}に対する１割、２割という、あくまで計算誤差です、現象の誤差ではありません。計算誤差の中ではないですかということは、私はこれも事実だと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

〇寶委員

寶です。これもいろんな要因があって観測誤差も当然あるわけですから、わざわざ計算誤差と言わずに、どう言いましょうか、定量的にというのか、あるいは。

いや、あんまり計算誤差なんて言うと、すべてが信じられないような気がしませんか、これをほかの人が読んだときにね。ですから、何ていうんですかね、どういうふうに表現したらいいんでしょうかね。もうちょっとうまい表現がないかなという感じですが。

〇宮本委員長

それはぜひ、私がきょう聞きたかったのは、寶委員はモデルの精度論の日本の第一人者ですよね。ですから私は、特にそこの表現というのは、寶さんが思いつかなかったら私たちは思いつかないものですから、ぜひちょっとそこは。私は単純に計算誤差と書いたんですけど、事実とすれば１割、２割という、1,000ｍ^{3}／ｓ、2,000ｍ^{3}／ｓという議論の中での17cmの議論だから、計算誤差という言葉を使ったんだけれども、そこは何かないんですか。そうでないと、単に小さい大きいと言ったって確かにぼやけた議論になるんでね。

○川上委員

谷本河川部長。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部長　谷本）

中身の話ではなくて、日本語の話なんですけどね。ちょっと違和感を感じているのは、普通は誤差の範囲という言葉を使うときは、大体この辺である程度ぶれる、どっちへ転んでも大丈夫というようなときに、誤差の範囲という言い方をするんだと思うんです。ここの場合は、誤差の範囲で運よく助かるかもしれないし、あかんかもしれない、要はハイウオーターという基準で見たときにですね。そういうときにアウトもセーフも誤差の範囲というのは、ちょっと普通の日本語の用語とは違う気がして、言葉使いとして違和感を感じているというところがあります。

○宮本委員長

ありがとうございました。ただ、今言っているのはプラスかマイナスかの議論じゃなしに、四、五百ｍ^{3}あるいは10数cmというのがどの程度の、まあ言えば大きさかという、絶対値として。その絶対値として通常の計算誤差の範囲内ぐらいですよということを言っているので、おっしゃっている意味はよくわかりますけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部長　谷本）

そのとおりだと思っているんです。ただ文字だけ見るとなので、何かもうちょっと適切な言い方があるのではないかなと、日本語としてということです。

○宮本委員長

わかりました。ありがとうございます。

ここは、そうすると、あれですかね。一応、言葉はもう一ついい言葉が浮かばないのですけれども、誤差の範囲ということにさせてもらいますけれども、寶委員の方で、ちょっとそこの辺は、もしどうしてもという話でありましたら表現を考えて教えてもらえませんかね。

○寶委員

寶です。わかりました。

○川上委員

では、以上で。

○山下委員

ちょっと。

○川上委員

まだあるんですか。山下委員、どうぞ。

○山下委員

あるというよりも、私はむしろ、このところの一番のポイントは最後の「位置づける必要性・緊急性は認められない」ということについては、これは了解されたということですね。そうではないんですか。その点についてはどうかというのがちょっと気になったんですけど。

○宮本委員長

私の理解では、先ほど竹門委員が最後におっしゃいましたけれども、河田委員もおっしゃったと思いますけれども、ダムの必要性・緊急性を我々が今ここで議論するのに、他の、今の例えば堤防強化も含めて、それからほかのメニュー、これも含めてきちっとした議論がまだ十分できてない、審議ができてない。ですから、今の時点で必要性・緊急性をここで、まあ言うたら我々は納得したということまでは言えないというのが、今の先ほどの前半の議論だったのではないかと思うんですけれども。

○山下委員

だから、確認をしておきたいと。

○竹門委員

私の発言の趣旨はそのとおりです。したがって、ここにも、先ほど既に申し上げましたが、文脈として「限定的であり」、「必要性・緊急性は認められない」という文脈じゃなくて、「限定的である。にもかかわらず、これにかわる代替案を十分に検討し切れていない段階においてダム建設の必要性・緊急性は認められない」というふうに一言加えることがいいのではないかと思います。

○宮本委員長

そういうことで、皆さん方、特にご異存なければそういうふうな趣旨で、ちょっとまた文言を考えますけれども、そういう趣旨の修文をしたいというふうに思います。

済みません、川上さん。

○川上委員

では、これで本当に大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発を一応閉じまして、次に川上ダム、18ページです。進めてまいりたいと思います。

第１段落、「木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算上の誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない」ということで、大戸川・天ヶ瀬ダムと同じ記述の内容になっております。大戸川ダム・天ヶ瀬ダムの記述の修文と同じ方法でというか、記述でよろしいでしょうか。あるいは、ここはまた意味合いが違うよというご議論もあろうかと思いますけど、いかがでしょう。

澤井委員、ここのところで意見をいただいておりますが。

○澤井委員

澤井です。私は、この後に１つ上野遊水地のことについて追加をした方がいいのではないかと思います。「上野遊水地の機能をより有効に発揮させるため、越流堤の構造についてさらに検討することが望まれる」という一文を追加してはどうでしょうか。

○川上委員

これについては、第１次、第２次委員会におきましても流域委員会の方から提案して、河川管理者でも検討しているところなんですが、さらにここにつけ加えた方がいいということですね。これについて、ご意見いかがでしょうか。

寶委員、どうぞ。

○寶委員

私の意見は、澤井委員の右側の横に、19ページに書いてありますが、それに加えまして参考資料１の025に先ほどと同じように書いております。今澤井委員がおっしゃったように、上野遊水地との組み合わせというのは治水の施策なので、上野遊水地のことについてはやっぱり言及すべきであろうと。それで、上野遊水地と組み合わせて、ここの治水効果のところに書いておりますけれども、ここにも添付図１、添付図２をつけ加えておりますが、ダム直下から淀川河口まで110kmにわたって水位が低下するシミュレーション結果が示されているので、この基本方針、それから整備計画レベルの洪水に対しては十分治水効果を発揮していると。

それから、今これはどういうやり方をしているんですかね、文章の段落ごとにいっているんですか。

○川上委員

そうです。

○寶委員

そうすると、この一番上の段落ですね。ですから、先ほどと同じように「極めて限定的であり」云々のところは、やっぱり表現は私は気になるわけです。

そのほか、利水とか河川環境につきましても、そこに書いておりますので。

○川上委員

宮本委員長、どうぞ。

○宮本委員長

川上ダムについては、木津川下流、淀川に対する洪水対策の話は大戸川と基本的には同じストー

リーなので、私はさっきの大戸の修文案をそのまま、基本的には載せた方がいいと思います。それプラス、澤井委員がおっしゃっている上野遊水地の越流堤の構造について、これは実際委員会で議論になって、今実際やってもらってますよね、澤井委員と綾委員が。ですから、それについては、さらにこれは検討するということを追記した方がいいとおっしゃるわけですよね。私は、これは追記しても何らおかしいことはないので、してはどうかと思いますけれども、ほかの委員、どうでしょうか。

○川上委員

いかがでしょうか。追記してよろしいですか。

はい、千代延委員。

○千代延委員

結論的には追記していただきたいと思います。今現実に検討していただいておりまして、まだ終わっておりませんので、ぜひ入れていただきたいと思います。

○川上委員

では、次の段落に参りたいと思います。「三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない」。

綾委員は、ご意見の後段のところで、「まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである」というふうに意見をおっしゃっています。

寶委員、ご意見が出ておりますが。

○寶委員

これは19ページには、ここの部分を削除、既に何らかのアクションを起こして先方のレスポンスもあったので、その時点での話なので、ここの記述は削除してもいいのかなと思います。

それで、「三重県伊賀水道事業の新規水需要について、川上ダムにより地域独自の恒久的な水源が確保される」ということで、「水道水を安定的に供給する基盤を確立する必要がある」というような書き方をしてますけれども、先ほどお示しした参考資料１の25－１/５と２/５ページには最近の動向を書いておりますが、伊賀市長さんもダムには期待していると、ダムの水を必要としているというふうに書いておられるので、そこらをどういうふうに扱うのかなということだと思いますけど。

○川上委員

ここについては午前中の水資源のところで議論したことと重なってくるわけなんですよね。意見

書（案）で述べていることは、大阪市がどう考えるか、伊賀市がどう考えるかということは、これは実態として別でありまして、河川管理者としての水需要管理の実践という観点から、積極的にやってないんじゃないかということを書いているわけなんですね。

○寶委員

よろしいですか、寶ですけれども。それで、最近の情報として地元の利水要望があるということであれば、継続的に水道水源の施設として位置づけることも考えてもいいのではないかということですので、どういうふうに書くかということだと思いますけどね。ダムについて原案の中では位置づけているわけですから、それでいいというふうに書くのか、あるいは地元の要望はあるけどやっぱりやめなんだと書くのか、それは知りませんよ。どういうふうに書くのかわからないけれども、実際に要望があるとすれば余り否定的なことは書けないんじゃないかなと思いますが。

○川上委員

これについても、水源として青蓮寺ダムだけではなくて、大内地点の自流水の取水も可能なのではないかというふうなことも意見としては出ておりまして、しかもそのプロセスでわかってきたことが、渇水流量よりも維持流量の方が少ないという、0.68m^3/ｓと0.74m^3/ｓですか、そういうおかしなことも実はありまして、ここのところは河川管理者としてはやっぱりきちんと精査する必要があるというふうなこともあるわけです。

○寶委員

寶です。今の、ちょっと聞き漏らしたかもしれないですけど、「意見として出てきておりまして」というのはどこで出てきているお話なんでしょうか。

○川上委員

一般からの意見で出てきております。

○寶委員

一般からの意見として、この委員会にですね。ああ、そうですか。了解しました。ちょっと聞き漏らしたものですから。

○川上委員

荻野元委員から出ております。

山下委員。

○山下委員

午前中の３のところの、これは総論的な話をしたわけですから、それとの対応というか、つじつまを合わせないといけないと思うんですね。午前中の議論では、基本的なところとして、水需要管

理を積極的に実施しようという姿勢が見られない、むしろ積極的に取り組むという姿勢で原案を見直してほしいということだったわけですから、それを受けて、整備局の方にそれこそ積極的に取り組むという方向でというのが一貫はするし、その意味では寶委員のご意見、そういうふうな要望も地元からあるじゃないかという点はわかる、そうですけれども、委員会の意見としては、ちょっとそれを盛り込むというのは一貫性を欠くのではないかと思いますが。

○川上委員

寶委員。

○寶委員

寶です。どこまで一貫性を求めるか、先ほども恐らく私の発言を誤解してとられてただろうなと思いつつ昼休みの休憩に入っているわけですけれども、それで合意に至っているわけですが、先ほどから何回も、継続的に水を供給できる事業として川上ダムというのはあって、その否定的な意味で書き込むというようなお話だったと思いますけど、私の場合は積極的な意味で例として書き込んだらいいんじゃないかというつもりでおりましたので、その意思表明は今しておきたいと思います。それで、ストーリーとして一貫性がないということであれば、この利水施設としてのダムについて支持する声もあるというところをどこかに書いておいていただくなり、あるいは私のこの文言を全部載せてもらうなり、何かしていただきたいと思いますけど。

○川上委員

宮本さんどうぞ。

○宮本委員長

第３項の先ほどの水資源開発のところで、そういう河川管理者の利水者間の調整というのが、やはりこれはもっとやってほしいというのはみんな一致したわけです。具体的に、いわゆる常設の利水者会議を早く立ち上げて、そこで川上ダムの議論も丹生ダムの渇水対策議論も利水者を交えてまず河川管理者が調整してほしいということは一致したわけですよね。そういうことだと思うんですけれども、そういう意味においては、ここも確かに認められないという言葉はまたこれは表現は変えるとして、そういうふうな調整を積極的に行うと、なおかつそういう常設の利水者会議を早く立ち上げて、そういう場を通じて調整を図ってもらいたいということであれば前半の議論と整合性がとれるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○川上委員

寶さんどうぞ。

○寶委員

今の件についてですけど、そういう枠組みをつくるということには賛成いたしました。ただ、その枠組みが何を議論されるかについては時間もかかる可能性もあるので、それについては私は午前中は合意したつもりはないんです。

○宮本委員長

ほかの人も言ってください。

○千代延委員

千代延です。その言った言わないということになればあれですけれども、あの全体で、それではこれでよろしいですかというときは寶委員も含めてオーケーを出されたと思うんですけれども、またそれは違うということになると議論の蒸し返しになり、なかなか進まないんじゃないんでしょうかね。

○寶委員

いや、その利水者会議のようなものを設置するという例の一例として書くということに合意しましたよ。それで、その中身についてね。

○宮本委員長

ですから、中身をどう議論するかなんていうのは何も合意してないんであって、その利水者会議は早くやってほしいと、そのテーマとすれば川上ダムの利水と渇水対策ダムも入りますねと、そのほかもあるけどね、ということを確認して皆さん方はそうですということでしたので、その利水者会議のテーマに川上ダムの利水が入らないと、そんなことはこの委員の中でだれ一人として思ってないんじゃないですか。これはもうきょうの午前中の話ですよ。

○寶委員

そうですね、わかりました。それにつきましては、そしたらちょっと意見保留というか、そうじゃなかったというんじゃなくて、皆さんがそういう合意だったんだということでちょっと僕が思い違いしてたのかもしれませんけど、ただ私はそれに必ずしも合意したわけではないので、今はちょっと保留ということにさせていただきます。

○川上委員

岡田委員、ご発言があるようですが。

○岡田委員

おくれてきましたのでちょっときちんと理解できているかわかりませんが、今の話に関してですが、この「積極的な調整が行われたとは認められない」ということの意味なんですが、私は積極的

な調整が行われたという意味では果たしてどうかなという意味ではそう理解します。

ただ、要するに調整が全く行われなかったのかどうかということについては必ずしもそうではない、それなりに努力はされただろうと考えます。だから、そういう意味での積極的な調整が行われたとは認められないということであればそれはいい。要するに、十分に調整を行われてないというニュアンスをそこに込めておられるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○宮本委員長

それはちょっと書いた方から言うと、決して私どもも全くやってないというようなことはわかりません。ただ、我々が受け取った印象では、まさに今岡田委員がおっしゃったみたいに十分積極的にやっておられないというふうに受け取ったものですからそういうふうに書きましたけれども、これはほかのところの箇所もそうですけれども、行われたとは認められないという、そういう断定的な言葉はやはりまずいだろうというのが各委員からもございますので、そこについては文言の最後の言葉はそういう積極的な調整を、常設の利水者会議を早く立ち上げてやってほしいというふうな書き方にしたいというふうに思います。

○川上委員

あと、本多委員が意見を書いてらっしゃいますが、これはそう趣旨は大きく変わらないのでいいですね。

では、第３段落目の「ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない」、これについてご意見を承りたいと思います。どなたがお願いします。

綾委員からは、「まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである」というふうに修正したらどうかというご意見が出ております。

池野委員いかがですか。

○池野委員

この意見書を出したときはカルテかどうかという議論はなかったですから、私は意見として書いたものですからこういう書き方です。１つは利水者が抜けておるというのは事実、これは承知しております。そうすると、まだまだ調整が必要です。

１つは長寿命のめったにない立地にあることは事実だということと、まだまだ代替案、負担のあり方、これは利水者も治水者もそうですけどなかなか合意が得られていないのも事実。それで得られれば有効だという、そういう意味で書いたのであります。だから、利水者に何も限ることはない。カルテで治水側だけはもう書いてあるという意味で、こういう表現ならそこは私と思いは一緒かも

わかりませんけれども。ということでこの修正案を書いたということです。

○川上委員

はい、千代延委員どうぞ。

○千代延委員

今の池野委員の説明がちょっと私わかりにくかったんですけれども、要するに関係者の間でまだ調整する余地があるかどうか、その辺はどうお考えなんですか。

○池野委員

あると思いますね。

○千代延委員

ということを考えていらっしゃるんですね。

○池野委員

だから、基本的に費用を負担する人はまだゴーを言ってないんでしょう、どこも。治水側も利水側も。やってないもんね。

○千代延委員

私は、これはダムの位置とすれば今池野委員がおっしゃったようにああいう位置にあるということなんですけれども、ダムアセットマネジメントというのは私は全容を正しくは理解できてないかもしれませんけれども、大きな要件として、資産を大切にということでダムの非常な大敵である堆砂をどうかしようと、うまく処理しようと、それにはまず１つはコストがありますと。それから、コストのほかに、継続的に、ちょっと今忘れましたけれども、コストということにつきましては今まで説明を聞きましたところ、比較しているのはバイパス方式であるとか副ダム方式であるとか、要するにに自前で設備を設けてやるやり方なんですね。

今度もそうなんですよ。川上ダムに代替容量を設けてやると。ほかにも提案がたくさんありますけれども、今ある設備を活用してやろうというのがないんですよね。ですから、ぜひこれについては十分検討の余地があると思いますので、それをしていただくようにということを入れていただきたいということです。原案でよろしいんです。

○川上委員

川崎委員のご意見も今の千代延委員とほぼ同じであります。本多委員もほぼ同じ意見ですね。

あとは岡田委員、「順応的・戦略的な手順が示されていない」というご指摘ですが、一言いただけますか。

○岡田委員

私は初めから終わりまで徹頭徹尾このことにこだわっていて、ちょっと申しわけないんですが、ＰＤＣＡサイクルについて一言だけ申し上ます。ＰＤＣＡサイクルはある意味で当たり前のように皆さんおとりになりますが、何でこの当たり前がそうでないかというと、実はＰをやる人とＤをやる人とＣをする人とＡをやる人はみんなばらばらで同じ舞台に乗らないというところが現実問題としてよくあるので、これを一緒の舞台に乗せる、少なくともリンクさせるという工夫を制度とか試行でいろいろ担保しないと実はうまくいかない。ですから、当たり前のことですから当たり前のように一般論として書くことは簡単なんですが、それを具体としてどうするのかということを示して初めてこれは意味を持つということがあります。

それから、例えばこの今の「水融通の余地がある」、それからこの「長寿命化対策」についてもいろんな「余地がある」という、この余地についてもその時間的な余地と、それから制度的、権能的というか、例えば水管理者は必ずしもそれをすべて動かす権限はないけれどもそういう主導的な役割を果たす、そういう余地がある。その余地について十分な力を発揮してないという意味合いが考えられる。

それからもう１つは、実は私が気になっているのは緊急性との関わりです。これは計画がうたうところの個別の緊急性からみたときの｢余地｣です。つまり本当に緊急であるならば、もう即、やはり５年の範囲内でこういう意味でやらなければならない。そのためにはこういう形で試行し、場合によってはそれがうまくいかなければこういうことについては改めますということを含めての明確な目標とか数値基準というのが何らかの例で示されるべきなんです。ですから、そういうことが担保できるならば、緊急性を主張される、あるいは逆に余地があるなしのことについて管理者が、この原案でどういう形でそれを戦略的に担保しようとしているかということが我々として確認できるかどうかということになる。

ですから、そういう意味合いで私はこの水融通の話についてもそうですし、ダムの長寿化対策についても、もしそれが本当に緊急性があり必要性があるのであれば、そのあたりについての順応的なプロセスというものに関してどういう試行モデルを用いるのかとか、どういう基準をやるのか、あるいはどういう評価というか事業評価をするのかということについてどこかで言及が欲しいということです。ちょっと話が長くなって恐縮ですが、ただ、頭のどこかでその点についてざくっと押さえていただければ逆に個々についてそれを一々言う必要はないと思います。

○川上委員

はい、ありがとうございました。では、基本的に。

○宮本委員長

寶委員は全面削除という言葉はなかったですか。

○川上委員

済みません、ちょっと見落としておりました。寶委員、全面削除ですけれども、ご意見お願いいたします。

○寶委員

19ページの一番下に欄の下から２つ目になっているので川上委員も見逃されたと思うんですけど、025－2/5ページに書いたように、アセットマネジメント(土砂管理のための新しい試み)というか、長寿命化対策ですよね。ですから、既設のほかの木津川のダム群の長寿命化対策、それとそれに対する容量をとるかどうかということでありますが、まず治水と利水の方が重要なのでそれのことがまず大事と。ですから、ここでは削除してもいいのかなと思っておりました。

あと025－2/5ページに書いているように、もう少しこの各ダム流域での土砂生産ですとか、それからそのアセットマネジメントをやる手順とか、もうちょっとシミュレーションを繰り返してその容量については検討した方がいいんじゃないかなと思っておりますので、削除とは申しましたがそういうことは含めていっていいかもしれません。以上です。

○川上委員

前段と同じように「調整が行われたとは認められない」という表現になっておりますけれども、ここの部分は委員長見直されますか。

山下さんどうぞ。

○山下委員

ここも表現、特に認められないというところの表現は少し検討の余地があると思うんですけれども、このたたき台の趣旨はダムの長寿命化に取り組むことを否定しているわけではなくて、ただ原案で示されている、それこそアセットマネジメントのために川上ダムを活用するということについて、川上ダム抜きでもやれる可能性があるのだからその可能性についてとことん検討をちゃんとやってほしい、そのために整備局、河川管理者の方に積極的な調整というのを、利水者との調整をお願いしたいという趣旨なので、そういう趣旨に対してはこれまでの意見としては特に異論はなかったかなと、大きなところのニュアンスとしてはなかったかなと私は理解はしているんです。

○川上委員

竹門さんお願いします。

○竹門委員

竹門です。私はこのダムの長寿命化あるいは土砂の還元あるいは掘削については川上ダムを前提としなくてもできることは多々ある。むしろ大いにするべきテーマであるというふうに意見を申し上げたことがあります。この文章についても、この認められないという表現は別として、余地があるという事実等は反対する理由は全くないわけですね。この文章でいいと思ってたんですが、これまでの議論を踏まえますと、やはり表現を変えて「ダムの長寿化対策については，既存ダムの利水容量を活用する方策について利水者と調整するほか、環境改善策をも含めて積極的に計画を進めるべきである」というような、するべきであるという方向での表現に変えていただければいいんじゃないか思います。

○川上委員

寶委員、今の趣旨で修文してもよろしいですか。

○寶委員

はい、結構だと思いますけれども。

○川上委員

はい、ありがとうございます。では、これで川上ダムについての審議を閉じたいと思いますが。

はい、水野さんどうぞ。

○水野委員

魚類の水野です。村上委員の水質の追加の。

○川上委員

済みません、村上委員の件も見落としておりました。

○村上委員

済みません、いつも環境はそういった言い方をされるので。一番最後なものですから。特に川上ダムの場合には、環境影響予測だとかその対策の悪い面が端的にあらわれてきているんじゃないかと私は思います。予測が非常にはっきりしないのに大丈夫だというふうなコメントが出てくる。それから特定の種の保存だけに偏っていて、少なくともその川の自然を守るという姿勢になってない。その２つの悪い面がここはあらわれているものですから、これはやはりきちんと批判すべきではないかということでこの環境についての追加の記載をお願いする次第です。

○川上委員

はい、では以上で川上ダムを。それはお任せいただいていいですね。

○村上委員

ええ、入れていただければ文案はお任せいたします。

○川上委員

では、次に丹生ダムに参りたいと思います。ページで言いますと21ページですね。第一段落「異常渇水対策容量の確保について、対象渇水規模と既往最大渇水（昭和14、15年渇水）としていることは過大である」、ここにつきまして池野委員、ご意見いただいておりますが。

○池野委員

私の考えは異常渇水対策をどう考えるかということに基本的に尽きるような気がしております。その辺の合意がまだ委員会としてもできてない。まさに１m50なのか２mとかいう議論なのか、地球的な規模なのか、そういう地球的な水危機をどうするんだとか。そういう目で見れば丹生ダムのいわゆる立地条件は、豪雪地域という非常に水資源としては豊富な地域にあるということ、現実的には用地も確保されているというそういう魅力はあるんですけれども、そういう可能性を頭に置いて、渇水対策容量というものをどう考えるかということにもう少し合意しないことにはどうも物事が進まないんじゃないかと。

もう１点だけ言わせていただいたら、洪水でも超過洪水の議論をしているから、意見書には書いてませんけれども、必ずしもこの昭和14年、15年の大渇水が過大かどうかという気はいたしております、そういう意味から。

○川上委員

河田委員からもご意見いただいておりますが。

○河田委員

今の池野委員と同じで、異常というものを、超過洪水と一緒でどういうふうに見るかということなんですね。ちょっとこの前の３知事のお話のときに嘉田知事の発言で気になったんですけれども、要は起こる頻度というかこれをどういうふうに評価するかというか、そこのところの合意がまだやっぱりなされていないんじゃないかと思いますので、この辺今後議論していく必要があるのではないかと思いますが。

○川上委員

寶委員お願いします。

○寶委員

寶です。まず、審議資料１－２ですと私のは169番ですか、異常渇水対策容量というよりももう少し幅を広げて考えたらどうかなと思っておりまして、「今後、琵琶湖・淀川水系において頻発し

うる異常流況（渇水のみならず大洪水も）を勘案し、「異常流況対策容量」を速やかに提案され、地球温暖化等への対策（適応策）の先進的取り組みとして位置づけられたい」、この文章を提言を盛り込んでいただいたらどうかなと。

それから、「近隣の姉川ダム、琵琶湖から余呉湖への揚水なども含めて、この地域および琵琶湖全体の持続可能で安定的な水資源環境を実現する具体的な提案が必要である」というようなことで、右に理由も書いておりますが、あと個人的な希望としては、例えば国が負担してでも温暖化対策容量を確保して、せっかく１億5,000万ｍ³／ｓの容量があるんですから、そういったものも確保してもいいのではないかなということで。

参考資料１の方では27番に丹生ダムについて書いております。緊急性については、当然平成18年７月19日に水位がかなり上がったと。５年確率ぐらいの雨だったという話ですけれども、姉川筋、高時川筋の両方からの洪水のピークが時間的に近かったようで水位がかなり上がったと。それから、昭和50年にはさらに同じ地点で高い水位を経験していると。天井川ですぐそばに多数の民家があるんですけどね。このことからして緊急性が治水については絶対あるというようなことですので。ちょっと今ここは話は別ですか、今は渇水対策容量の話かな、とにかくそんなことでこちらの27の方に私は意見を書いております。

異常渇水対策容量については、異常流況対策容量というようなことで低水のみならず高水管理の方も含めて考えたらどうだろうかと、それぐらいのことはできるキャパシティーのダムではないかというふうに考えております。

○川上委員

千代延委員どうぞ。

○千代延委員

千代延です。ちょっと寶委員の今説明があったことに対する質問ですが、異常流況対策容量、これはもう一回ちょっと説明していただけますか。どういうものなんでしょうか。

○寶委員

異常渇水といいますと少雨が長く続くということですね。あるいは逆に、一方、短期的に超過洪水が起こる可能性も高まると、今後ね。ですから、異常渇水対策ですと考えるのは低水の方だけですよね。ですから、異常気象対策といいますか、そういうことでハイウォーターの方についても考えるようなことを地球温暖化対策として、その適応策としてアダプテーションの１つとして先進的に取り組んだらどうかという提案であります。

○千代延委員

その気持ちはわかるんですけど、異常渇水容量といいますと、やっぱり基本的には夏場に起こることですね。ですから、ダムには水をためておかなきゃならないわけでしょう。ところが、一方異常な雨も今ごろは変な時期に降りますけれども基本的には洪水期に起こるということで、そのときはダムをあけておかなければないないと、そういうことからしてちょっと今おっしゃることは実現できるのかどうか私には理解できないんですが。

○寶委員

寶です。冬季渇水というのもありますし、渇水は結構長いこと続くわけです。昨年度でも春先からずっとマイナスが続いてということがあったわけですね。水位がマイナス５cm、10cmやらずっと続いてきたというようなこともあるわけです。それから、ゼロ水位から６月15日に向けてマイナス20cmまで水位を下げるということがあるわけですけれども、１億5000万ｍ^{3}／ｓぐらいの容量がありますと、水位でしたら20cmぐらいの分に相当するわけですから、そういったことで異常流況への対策ということで確保できないかと、そういったことを国が先進的にこの近畿でまずやろうというようなことを考えているわけです。

○川上委員

これは修文案というよりもご意見として承っておけばいいですね。というのは、今まで異常流況対策容量とか地球温暖化等についてはこの第３次の委員会では全く議論してないんですよね。新しい言葉で、きょう初めて伺う言葉ですし。

○寶委員

今後、もし皆さんで議論していただけるようでしたら考えていただきたいし、きょう河川管理者の方には申し上げているわけですから、あの方たちがまた考えてくださるならそれもいいなと思いますけど。

○川上委員

では、西野委員お願いします。直接関連するご意見が出ております。

○西野委員

西野です。私はこの言葉の意味が全く理解できなかったので書かせていただきました。まず、これ日本語として異常渇水対策容量をどちらにためるか、丹生ダムにためるか琵琶湖にためるかというのはまだ検討されてないわけですけど、どちらにためることを言っているのかがまずわかりませんでした。

もう１点は、最後に過大であると書いてあります。過大であるというのはどういう根拠で過大で

あるかが書かれていないので、それでなぜ過大かという、最初にぽんとこれがあったのでもうここでひっかかってしまって、どういう論理展開でこういうふうな展開になるかというのがよく理解できなかったので、全く知らない人が読んでも意味がわかるように書きかえるべきだということです。

○川上委員

宮本委員長お願いします。

○宮本委員長

確かにこれはちょっと言葉足らずでして、まずこれは今4050万ｍ^{3}／ｓを丹生ダムでためるのか琵琶湖でためるのか、両方Ａ案、Ｂ案というのは河川管理者から出されてます。これはどちらにためるということを今まず議論するんじゃなしに、その4050万ｍ^{3}／ｓというものが必要であるという説明についての議論です。

その際、これ１月29日の第71回委員会のときに、今おられませんけど綾委員の方が、その異常渇水対策というのは戦後最大規模で2000％のことでやろうというふうに当初はあったんだけれども、なぜ今回は既往最大というふうなものになっているんだと、これは異常に大きな異常渇水が対象になっているということで、それを耐えしのいでいく方法を考えるというのが、どうも今のその対象として大き過ぎるんじゃないかというご意見がございました。これについては、そのときどの委員からもご異議というものがなかったものですから、一応今までの議論の中ではその既往最大、昭和14、15、16ですかね、この渇水というのを対象にすること自体が過大ではないかというのを一応書いたということであります。事実関係はそういうことです。西野委員いかがでしょうか。

○西野委員

その戦後最大から既往最大に変えたことが過大であるという根拠は何ですか。

○宮本委員長

戦後最大の方が小さいです。綾委員がおっしゃったのは、通常、異常渇水対策は今まで戦後最大ということで対象にしてたんじゃないですかと、容量の確保ですね。それを既往最大にするということは既往最大の方が当然大きいわけですから。ですから、その意味において通常考えているその対象渇水より大きいのではないですかというご意見だったものですからこういう表現にしたんですけれども。

ただ、私もこれ過大であるということが、その場の委員会でみんながそうだそうだと合意したわけではありませんので、今の対象渇水自体を先ほど池野委員だとかの意見がありましたけれども、要するに異常渇水対策ということ自体を一体どういう規模でどういうふうに考えるんだと、異常気象も含まれてですね。そういう議論が実はまだあんまりできてないという意味においては対象規模

も含めてまだ十分に審議ができてないし、その辺についての説明も、突然既往最大が来ているわけですから説明もまだ聞いてないという表現でも私はいいかなと思いますけれども。

○西野委員

少なくとも、過大であるという表現は非常に誤解を呼ぶと思うんですね。ですから、例えばこれまでの説明とは違うとか、それもちょっとくどいと思うので、わざわざ丹生ダムの説明の意見の最初にその何を書いているのかわからないものがぽんと来るというのはあんまりよくないんじゃないかというのが。よほどそれが大切なことであるならばきちんと理由を書くべきだと思います。今までの説明と違うからというだけじゃ、やっぱり意見書として書く理由としては弱いと思います。

○宮本委員長

確かにおっしゃるように、ここまで断定的に書くのは根拠をもう少しきちっと言わないとだめだと思いますので、そこはさっき言いましたように、この対象渇水規模も含めて、いわゆるまだ十分説明を受けた上での審議は十分ではないということであればよろしいですか。

○西野委員

はい、私の方はそれで結構です。

○宮本委員長

調査官の方、何か異論があるようですが。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　井上）

井上です。いや、異論ではなくて確認だけしたいんですけれども、我々丹生ダムの異常渇水対策の計画を、例えばもともと戦後最大渇水にしていて今回昭和14年、15年の既往最大渇水に変えたということは綾委員が指摘された、もともとから、違いますか。

○宮本委員長

そこは誤解ないように言っておきますけれども、渇水対策ダム、渇水対策容量確保という議論がオールジャパンで初めにされたときには、戦後最大を目安にして2000%でというのが、当初渇水対策容量を例えば河川審議会かな、何かそういうところで議論されて、いわゆる河川局の施策になったときはそうだったということをおっしゃってます。ダムでこれが既往最大というのは何でここはそうなんだということをおっしゃったので、何も近畿地整が初めは戦後最大なのを既往最大に上げたという意味じゃありません。

○川上委員

本多委員、全文削除になってますがご意見お願いします。

○本多委員

本多です。私も西野さんがおっしゃるのと同じなんですけれども、本来いかなる渇水が起こるかわからないという状況の中で、この文章が入っていると流域委員会そのものが何か大きな渇水から渇水対策を避けて通ろうとしているじゃないか、逃げ腰になっているのではないかというような表現にもし知らない人が読んだときにとられるとまずいのかなというような気がしましたので、後の文面から見ても特にこれが入らなければならないという理由はないのではないかなと思ってこういうふうに書かせていただいたところです。以上です。

○川上委員

第１段落目いかがいたしましょうか。今のご意見をもとに修正して、まだ審議が十分でないということでよろしいですか。

では、ご意見がないようなので第２段落に移らせていただきます。「また、「マイナス1.5m以下には水位低下をさせない」と言う整備局の説明と、琵琶湖総合開発事業における「異常渇水時における琵琶湖利用最低水位マイナス1.5mから補償対象水位マイナス2.0mまでの取り扱い」との関連が不明確である」、これについては、本多委員は文章表現ですね。

○本多委員

文章表現です。

○川上委員

では、修文に当たって参考にさせていただくということにします。

第３段落、「仮に、既往最大渇水を対象とし、「マイナス1.5m以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、取水制限と維持流量の削減により対応できる可能性があることから、異常渇水対策容量の確保の必要性は認められない」、綾委員から「「マイナス1.5m以下に水位低下をさせない」ということを前提としても、取水制限と維持流量の削減による対応法を検討する必要がある」ということで、認められないという表現を和らげた提案になっております。

西野さんお願いします。

○西野委員

この丹生ダムの「・」の１、２、３というのが一連の論理展開になっているんですけれど、私が見る限りちょっと無理があるかなという感じがします。以前の第２期の委員会で出てきたのが、丹生ダム異常渇水対策容量を琵琶湖でもつという案が出てきまして、そのときに出た意見としましては、現在例えばＢＳＬマイナス90cmを切るような低水位というのは操作規則ですね、瀬田川洗堰操作規則が制定されてから以降の10数年間に４回と、それ以前はわずか１回しか起こっていないとい

うことで、洗堰の操作規則の制定と深くかかわっているわけですね。だから洪水期制限水位を上げることで対応できるのではないかという論理でずっと来てたわけです。

それが今回は、琵琶湖の案と丹生ダム案というふうに２つに分かれたために、ここで議論するときに異常渇水対策容量の話がちょっとぼけてきているんではないかのかなという感じがするんですね。そのためにこの「・」の１、２、３という話の議論がもう一つ鮮明でなくなっているような気が私にはいたします。

ですから、もう一回書き直された方がいいんじゃないかなというふうに思います。最後の４つ目の「・」はそれはそれでよく意味が理解できるし、主張すべきことだと思いますけれど、最初に３つについてはまだ十分議論ができてない段階でたたき合い、もちろんほかのもそんなに時間がなかったんですけど、たたき台ができてきてて、そのたたき台自身もまだ練れてない段階ではないのかなという印象がいたします。

○川上委員

寶さんどうぞ。

○寶委員

寶です。私もこの１つ目から３つ目につきましてはちょっと意味のわからないところもあるし、一応意見としては削除した方がいいだろうというのが意見です。むしろ治水をまず一番に持ってくるべきじゃないかなと、渇水のことを確認してもですね。その順序についても指摘しておきたいと思ってます。

○川上委員

はい、宮本委員長。

○宮本委員長

西野委員のおっしゃっているのは、例えばもう一回ここを再構成するという意味なんですけれども、どういうイメージですか。イメージで結構なので、こういうふうなことを書いたらもっとわかりやすいというか。

○西野委員

例えばＡ案だったらこうである、Ｂ案だったらこうであるというふうに書いて、それでしかしＡもＢもこうであるからとかというふうにした方がもう少しすっきりするのかなという感じがするんですけど。

○宮本委員長

これは今、Ａ案かＢ案か決まってないんですよね。

〇西野委員

はい、そうです。

〇宮本委員長

だけど、どっちにしても4,050万ｍ^3／ｓは確保するということをおっしゃっているので、その4,050万ｍ^3／ｓという量自体をここは議論しているつもりなんですよね。

〇西野委員

わかります。わかりますけれども、それを琵琶湖に保つ場合と丹生ダムに保つ場合でやはり意味は変わってくるんですね。例えば丹生ダムに保つ場合でしたら、本当に渇水になったときに丹生ダムに4,000万ｍ^3／ｓたまりますかという問題が出てきますね。だけど、琵琶湖に保つ場合はその問題は出てこないというふうにそれぞれ問題が違うわけですね。それはどちらか今は決めないという話のためにその異常渇水対策容量の議論がぼやけているのではないかと思いますので、過去の流域委員会では一応両方議論しているので、それを参考にされて、こちらの場合だったらこう、こちらの場合だったらこうという論理展開の方がすっきりするのではないかと私は個人的には思いますということです。

〇宮本委員長

今の西野委員のご提案ですけれども、ちょっと私はまだ理解しかねてるんですけれども、委員の方だれか。

〇田中委員

西野委員、それは4,050万ｍ^3／ｓのその数量については理解しておられるわけですか。

〇西野委員

それを前提として議論をするということですよね。

〇宮本委員長

今ここで問題にしているのは、4,050万ｍ^3／ｓというものをためると。琵琶湖にしろ、丹生にしろ。それ自体の、まず4,050万ｍ^3／ｓの必要性、それをここは今言っているんですよ。

〇西野委員

そうですか。はい。では、その先ほどの話は撤回します。

〇宮本委員長

いいですか。

〇西野委員

はい、結構です。

○宮本委員長

ありがとうございます。

○西野委員

ただ、先ほども言いましたように、それであれば、もう少し説得力のある説明にしていただかないとということです。

○宮本委員長

その説得力というのは、１つ目のポツですね。

○西野委員

はい。

○川上委員

竹門委員どうぞ。

○竹門委員

竹門です。西野さんの今のご指摘の中には、丹生ダムの問題と切り離して本来十分に議論しなくてはいけない課題が含まれていると思います。つまり、琵琶湖のその水位の規則について見直していくべきであるという大きな意見が含まれているわけです。それについては、今回の意見書には盛られてないわけです。どこかに入れておいた方がいいのではないか思うんですけれども、どうでしょうか。少なくとも、３期の委員会では、この問題については、丹生ダムとの関連においてでしたが、意見は幾つか出ていたと思いますが。

○宮本委員長

それにつきましては、たしか委員会の中で、琵琶湖の水位操作について、琵琶湖の環境悪化も含めて、かなり近畿地整の方が琵琶湖事務所を中心にいろいろやられていると。それは西野委員も寶委員も関係されていて、それは評価されていると。だから、途中段階だけど、それは評価しているということでよろしいですよねということを委員会の中で言ったつもりなんです。ですから、その琵琶湖の水位操作について、洗堰の操作についての記述については、この意見書の中では、それは結構なことだということで書いてないというのが、そうなんですけれども、いかがでしょうか。

○竹門委員

現在の試みは、規則に記されている目標水位そのものを変える試みではありません。その数値を実現するまでのプロセスをどのようにするかというところにとどまっておりますので、その意味ではやはり根本的な見直しもするべきだという意見があってもいいと思います。

○千代延委員

私も竹門委員と同じです。非常に難しい問題であることはそうなんですが、今の洪水期にマイナス20cmにするという琵琶湖開発の後に決められた規則が今の渇水ということからいえば、非常になりやすい条件をそこで設定したわけです。で、これについてやっぱり見直しをするというのは、やはりいろんな条件が必要だと思いますけれども、ぜひやっていただきたいと思いますので、入れていただきたいと思うんです。

今、委員長がおっしゃいました寶委員とか西野委員もかかわっておられ、うまくいっているというところは、私の理解では、今の規則を大前提にしてのことです。それでいろんな運用面において、魚の産卵期にはこういうふうにしてやるとか、すぐ水位が下がらないようにするとか、そのほかにもあると思うんですが、やっぱり大前提は今の規則ということの中での運用の範囲でありますから、やはりそれをもう１つ踏み込んで見直すということは、どこかに入れるべきではないかと思うんです。以上です。

○川上委員

どのようにまとめていいいかわからないんですけれども、これは検討して次回の委員会に諮るということになるんでしょうかね。

○宮本委員長

その琵琶湖の操作規則自体を抜本的に変えなければいけないという議論はずっとあったんですよね。そのワーキングをずっとやられてきたことは間違いないんです。ただ、この第３次委員会でその議論は全くしてないんですよね。だから、今のこの時点での意見書の中に、そこを全く議論してないことをどう書くかというと、これは非常にちょっと私も今イメージがわいてこないんですよ。ですから、この意見書案の中で、今の操作規則の変更みたいなことをもっと抜本的にやるべきだということを、そこまでは、ちょっとこの意見書の中では、今の時点では書けないんじゃないかと思うんですけれども、当然それが問題だというのは、それは十分認識しているんですよ。

○竹門委員

私は１期、２期に出てないので、具体的にどういう議論と結論かについては、きっちりと掌握できてないんですけれども。しかし、琵琶湖総合開発以降、その規則によって琵琶湖や周辺環境も大きな問題を起こしてきているというのも一方で事実なわけです。ですから、どのように見直していったらいいのかについて具体的にここでは議論してませんが、それがネックになっているということは指摘した上で、その問題解決のための努力をするべきだという方向性の指摘ぐらいは入れるべきだと思います。渇水の対策として、その規則を多少見直せばできることもあるんじゃないかとい

う議論は実際に行なわれたわけですから、全く触れないというのは、逆におかしいんじゃないかと思います。

○川上委員

中村委員お願いします。

○中村委員

中村です。竹門委員とは全く逆で、１期、２期をずっと出てきて、この意見書に意見を言うとなかなか難しいなということがあって、今のような問題もたくさんあるんですね。例えば琵琶湖の水質の問題だとか、ここに触れられていないことで、整備計画のあり方を大きく左右するような問題を、本質をどういうふうに表現して、この意見書に反映するかという問題が非常に大きく残ると。特に環境専門にやっている方々は、入り方が全然違うんですね。特にトーンというか、論理の展開の仕方も違ってくるので、これはこれとして、委員長のお考えなり、この意見書の原案つくるスタイルというものを踏襲しないとなかなかまとまらないと。

そのときに、非常に大きく漏れてくるものが幾つかあると思いますので、後ほど、そういう部分をどういうふうに扱うのか、それを議論していただいて、その扱い方を決めた上で、特に環境の方々は非常に困っておられると思うんですよね。個別のことに対して環境のことをいうと、環境の場合は、これができていないとか、これが検討されていないということで終わってしまうような組み立て方になりがちになってしまいますね、個別のことが。ですから、水位の問題もそうですし、それから琵琶湖の生態系の問題、水質の問題、それから環境というものがこの河川法が改正されたときの位置づけの問題ですよね、そういうことも含めて、後ほど時間をとって議論していくということで、今の問題を扱ったらどうかなと思うんですけれども。

○川上委員

竹門委員どうぞ。

○竹門委員

竹門です。今回の方針そのものは了解しました。ここに入れるのもそぐわないのは確かですのでよろしいかと思うんですけれども、ただ、琵琶湖水位の問題は必ずしも環境の問題とも言い切れません。今まさに議論になっているのは、むしろ渇水対策であるわけですから、私は総合的に捉えるべき大きなテーマであると認識しています。

○宮本委員長

今中村委員がおっしゃったみたいに、この意見書案は、今まで十分審議されていないということを前提にやっています。まだ、大事なんだけれどもこの委員会で議論していないこともいっぱいあ

るんですよね。ですから、この意見書は意見書として、例えば最後にでも、なお、例えばこういう重大なテーマについてはまだ十分議論されてないということを書いて、その中に今の琵琶湖の水位操作の話を位置づけるということにさせていただいたらいかがでしょうか。

○川上委員

では、最後の段落の、「整備局が、天井川である姉川・高時川の堤防決壊対策について緊急性があると認識しているのであれば、可及的速やかに洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等の調査・検討を行い、具体的な整備計画原案を提示することを求める。」。これは、二、三年かけて丹生ダムはこれから検討するということを受けての意見であるわけです。このことについて、岡田委員、ご意見をいただいておりますが。

○岡田委員

岡田です。私は同じことを繰り返しているもので、先ほど申し上げたように、どこか前の方でこれの趣旨をきちんとひとつ押さえていただくなら、当然その帰結としてこういうふうな必要性が提示されるべきであろうと考えます。また、場合によっては、見直しが必要な場合にはどうするかということも議論の対象になるだろうということかと思います。

ただ、１つだけここでつけ加えるならば、緊急だということの場合、１つは、緊急なら即でも始めなければならないという意味合いもあろうかと思いますが、そういう場合に、最初に導入する手順が不可逆な検証を引き起こし得るものかどうかといった意味での、どういう導入の仕方をするのかということを含めて問題になろうかと思います。ですから、そこら辺のあたりで多少その見解が分かれても、とりあえず始めてからチェックするというふうな話もあり得ないことはないと思いますが、やはりそのあたりを含めてきちんと基準と導入の仕方について明示していくことが建設的な議論につながっていくというふうに思います。

○川上委員

寶委員、ご意見をいただいております。

○寶委員

はい、ありがとうございます。先ほどちょっと話ししかけたんですけれども、参考資料１の27ですか、先ほどちょっと事例を言いかけましたけれども、天井川として危ないので、やはり緊急性はあるということなので、ここの22ページの欄に書いておりますように、天井川である姉川・高時川の洪水対策について緊急性があるので可及的速やかに丹生ダムによる洪水対策の必要性・緊急性、環境影響等の調査・検討結果を取りまとめ、具体的な整備計画原案を提示すべきであると。今岡田委員もおっしゃいましたけど、早いこと、この取りまとめ、二、三年かかるという話かもしれませ

んけど、早いこと、治水の観点からは取りまとめていただいた方がいいんじゃないかと思っております。

予防原則とかそういう話もあるんですけど、それにつきましては、参考資料１の24番に１枚だけ書いているんですが、治水の観点からも予防原則あるいは予防的取り組みということもあるだろうと思いまして、24－１の方に書いておりますが、余りもたもたしている、あるいは引き延ばすということであれば、引き延ばすことによってその間に損害が起こるということであれば、それは予防を怠ったことになるということで、推進中の事業であれば、速やかに進めるように、ほかのダムについてもそうですけれども、する方がいいのではないかというふうに考えております。

○川上委員

基本的に意見案と趣旨は一緒ですよね。

○寶委員

そうですね。ですから、早くやるということですね。

○川上委員

はい、どうぞ。

○宮本委員長

早くやるというより、早く計画を出せということですね、まずね。それをちゃんと議論しましょうということでいいですね。

○寶委員

当然です。早く案が出てきて、早く事業を進めると。そうでないと、いや、ですから予防原則の話をしているわけですよ。

○宮本委員長

進めるかどうかはまだ議論してませんので、少なくともまず計画案を早く出してほしいというところまでは一致でいいですね。

○寶委員

そうです。

○川上委員

村上委員、最後になって申しわけないですけれども、同じ趣旨ですね。早く出せと。

○村上委員

ええ、これも議論はしてなかったことですよね。ですから、先ほどの水位操作と同じような扱いでいいと思います。重要なんだけれども、ここでは議論できなかったということがわかればいいと

思います。

○川上委員

はい、千代延委員どうぞ。

○千代延委員

千代延です。確認させていただきたいのですけど、先ほど中村委員もおっしゃいましたけれども、まだ重要なことで議論されてないことがたくさんあると。きょうも意見書が一般の方から1012番に出ておりますけれども、ダムを建設するときによく問題になりますイヌワシとかクマタカのこの問題も、ここの委員会では全く取り上げられていないと。一度、寶委員が姉川ダムがあって、似たような地形であるし、それが参考になるのではないかというようなお話もありましたけれども、基本的にはまだ何も議論されてないので、そういうことも含めて、議論を別の機会にしようというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○川上委員

はい、山下委員。時間がオーバーしておりますので手短にお願いします。

○山下委員

意見ではなくて、今の千代延委員のご質問に対して、何か川上さん聞いてなかったからと思って。

ほかのダムの関係について村上委員のご指摘、ご意見と同じく、要するに環境に関する言及は、これはダムのところで全然ないんだけれども、どうしますか、丹生ダムについては環境についてそもそも議論できる状況でないよということを追記するかどうかという、そういうご指摘だと思うのですね。ですから、追記しますかという、どうしますかという、それだと思いますが。そういう意味では、中村委員がおっしゃった議論してない事柄があるよねということとはちょっと違うことだと思います。

○千代延委員

千代延です。私が確認させていただきたいと申しましたのは、丹生ダムに限らず、ほかのダムもありますけど、今は丹生ダムの議論ですから、丹生ダムの議論にしても、非常にたくさん議論を委員会の中でしていないことがあると。それについては、中村委員は、この意見は意見として出して、ほかの機会にそのことをまとめてやろうというふうにおっしゃったと理解しておるんですけれども、これからの進め方について、そういうふうに理解して、三役の方にお聞きしているんです、よろしいでしょうかと。

○宮本委員長

それは、今まで何遍も言ってるように、積み残しの議論はいっぱいありますと。現時点での意見

ですから、これは、そういう大事な議論についてはやりますということです。

○川上委員

大幅に時間が超過しておりますので、丹生ダムの審議もこれで打ち切りにしたいと思います。よろしいでしょうか。もうご意見、これだけは言っておきたいという方はございませんですね。

では、宮本委員長お願いします。

○宮本委員長

それでは、あと、ダムの取りまとめのところの文書が残っています。あと、１ページ目に戻って、今回の意見書の趣旨であるとか、意見の結論みたいなところの議論がありますので、それは第３部の夕方からの委員会で議論したいというふうに思います。

それで、今この第２部の昼の委員会はこれで一応終わりますので、一般傍聴の方からこの時点で発言したい意見がございましたら、お願いいたします。もう一度言いますけれども、きょう１日で１回ですので、既に午前の部で発言された方はご遠慮願いたいと思います。

○傍聴者（三國）

余呉町から来ました三國です。原案に対する流域委員会の意見案では、丹生ダムの今議論がありました渇水対策容量について必要とは認められないという見解を示されていますけれども、我々丹生ダム対策委員会は、当初から計画されている4,050万ｍ^{3}の渇水対策容量と5,300万ｍ^{3}の治水容量を合わせて１億ｍ^{3}規模の水面のあるダムを要求しています。宮本委員長が河川部長時代、平成17年６月、異動される時点ですけれども、５ダムの方針が出されまして、丹生ダムに計画された渇水対策容量を琵琶湖で確保するとした見解を示されました。宮本委員長は、現在きょうは余り発言されませんでしたが、本心から丹生ダムにおける渇水対策容量は必要と考えられているのか、または不要だと考えているのか質問します。本日は答えはいただきませんけれども、次回４月22日の流域委員会で見解をお願いしたいなと思っています。

それから、冒頭に河田委員から委員長に対する注文がありました。私も同感であります。本日は司会者が副委員長ということになりましたけれども、結局、前半委員長が自分の意見を強力に押し進められたようなところも見受けられました。委員長、副委員長につきましては、あくまでも中立的な公正な立場で行司役として徹していただきたいというのが要望でございます。以上です。

○宮本委員長

三國さんには別の、委員会まで待たずに直接お話しいたします。

次、こちらお願いいたします。こちらから。

○傍聴者（浅野）

「伊賀利水研究会」の浅野です。木津川上流でも近年20年間で平成６年が最大の渇水年でありました。青蓮寺ダムでも干上がりそうになったり、島ヶ原村や阿山町でも、小学校プールへの給水停止が行われたり、夜間断水があったことが当時の新聞で伝えられています。大内観測所の渇水流量データを見ますと、あわせ10日間ぐらい0.16ｍ^3/ｓ以下を示しており、大渇水の様相が見られます。

しかるに、上野市上水道がどうだったか？平成６年中の新聞や平成６年から７年の上野市広報において、渇水で困っていた記事は全くなく、逆に「乾燥し、暑い日々が多かったことで、水道事業は大変に儲かった」ことが示されています。上野市守田水源が大活躍し、許可水利権量最大0.084ｍ^3/ｓをはるかに上回る取水がされていたことが十分推察されます。このことは委員会意見書№1007、「伊賀用水の自流水取水を認めなければならない」において、平成18年大内観測データと三重県企業庁観測データとの比較の中でも明らかになっており、当時の上野市水道部の守田浄水場取水流量データからも明らかであります。この現実は、「木津川自流水からの0.358ｍ^3/ｓ以上の取水が既に早くから実際にやられてきた」ことを示しており、また近畿地整が上野市水道部の報告を受けていながら、これを把握していなかったとはとてもいえないと指摘しておきます。川上ダムの集水面積は大内地点集水面積に対し３分の１以下であり、しかも約30年にわたり川上ダムの地元、霧生雨量観測所データを調べますと、

○宮本委員長

済みません、２分たちましたので、簡潔にお願いいたします。

○傍聴者（浅野）

「かんがい用水が最大の５月の前段階までの降雨量が非常に少ないという特徴」を示していることがわかってきました。こういった利水面で川上ダムの果たせる役割は極めて小さいし、「安定・安全の水がめ」ではないと判断しております。

○宮本委員長

次、お願いいたします。

○傍聴者（西山）

伊賀市から参りました川上ダム建設促進期成同盟会の会長の西山と申します。前々から思っていたんですけど控えてまいりました。この際、何とか申し上げたいと思います。

実は、ここにＤＶＤを持ってきたんですけど、きょうは映像を流していただこうと思ったんですが、音声が出ないということですので、委員会に２枚預けました。２分に短縮してございます。そ

の中身につきまして概略を申し上げたいと思います。今余呉の方もおっしゃいましたけど、きょう４月９日は、私らは本当に記念する日なんです。ちょうど３年前、17年４月９日、川上ダムで建設を促進してほしいということで地元住民が500名余り寄って、決起集会を行いました。そのときに、現在の委員長の宮本さんが河川部長として来賓としてご出席いただきました。そのときの話でございますけど、概略だけ時間がございませんので申し上げます。

まず、水没者に対する思いとして、川上ダムで長年にわたり住みなれた土地を水没によって移転を余儀なくされた方々に対しまして、大変長い間ご迷惑、ご心労をおかけしており、大変申しわけなく思っております。治水について、川上ダムにつきましては、岩倉上流の上野地域水害被害を１日も早く軽減するためには、川上ダムは必要である。利水、水需要につきましては縮小という状況の中でありますけれども、開発水量自体の減量ということはあるかもしれませんが、やはり開発すること自体必要である。川上ダムは利水容量を持つことは必要である。地元住民への誓い、本当に皆さんに、皆さん方のそのときの気持ちを思うと、私は胸が裂かれる思いであり、また腹をえぐられるような、そういう気持ちを持ちました。長年に渡る経緯を重く受けとめまして迅速に努力してまいりますことをお誓い申しまして、私のあいさつとさせていただきます。私らは、これを信じてきょうまで来ました。

○宮本委員長

ありがとうございました。全くそのとおりのことを申し上げました。今それ以上申し上げません。

前の方。

○傍聴者（薮田）

「宇治・世界遺産を守る会」の薮田と申します。審議に関して少し発言したいと思います。

天ヶ瀬ダム再開発事業の最大の問題は、琵琶湖後期放流に対応する1,500ｍ^3／ｓの放流です。宇治川洪水のときの放流は1,140ｍ^3／ｓです。委員の中には、天ヶ瀬ダム1,500ｍ^3／ｓありきで意見を出されている方もおられるようですが、これはやっぱり問題です。で、1,500ｍ^3／ｓ放流の必要性、緊急性について、この間何回も言ってますけど、きちっと審議してほしい。これはこの間繰り返し言っています。

審議が進んでいない１つには、村上委員も指摘されているように、河川環境への調査の不十分さ、資料提供の不十分、こういうのもあると思います。これは２期の委員会のときの宿題でもあるんですね。ですから、それをきちっと河川管理者がやっていないという問題もありますし、それから放流の口径の26ｍという巨大なトンネルの安全性と影響等についても、これは審議をしていただいていない。そもそもの1,500ｍ^3／ｓ放流の必要性、緊急性はどうなのかと、これも第２期から引き続

いて３期でもほとんどされてないという状況です。

やっぱり1,500m^3／ｓ放流は、この前も言いましたけれども、1500年の歴史を持つ亀石に代表される宇治川の河川環境が破壊されるという問題と、もう１つは、宇治市民にとっては危険以外の何ものでもないと。先ほど計画高水位を超える、超えない議論があったんですけど、この1,500m^3／ｓ放流をやれば、16日間、ＨＷＬ目いっぱい流すと、こんなんが許されるのかという問題です。

下流の堤防の安全性も全く議論されてません。宇治市民の受忍限度を超えているということで、見直し、再検討を求めている状況ですから、きちっと議論していただきたい、これはやっていただくまで言います。よろしくお願いします。

○宮本委員長

ありがとうございました。

後ろの方。

○傍聴者（古川）

私も川上ダムの移転者でございます。先ほど会長さんがおっしゃいましたように私も今現在宮本委員長さんのお話を承っておるわけですけれども、私らが移転をするということについては、その当時宮本委員長さんからお話を承りまして、信用して私らが現在まで来たわけですけれども、昨今の委員長さんのご意見では、ころっと変わってしまって、私らの申し上げてきた意見は全然取り上げてくれない。こんなことで私ら住民がこれからどないしたら将来よろしいんですか、それもひとつここではっきりと申し上げていただきたい。なぜこんなことになったんだろうかと。私らは皆怒りでいっぱいでございます。

今、伊賀市では、水が足らんで川上のダムを待っている人がいるんです。そんなことも全然この委員会で取り上げていただいておりません。先ほどいろんなお話がありましたけれども、水を待ってる人がいるんです。こんなことも一言もおっしゃってくれません。私らがダムによって移転して、追い出されたんですよ。それでも、そんなことを一言もおっしゃってくれませんやないか。私らは怒りでいっぱいでございます。検討をお願いします。

○宮本委員長

ありがとうございました。私は、皆さん方の、水没者に対する気持ちはまるっきり変わっていません。ぜひ、同じ気持ちでしゃべっているということはご理解いただきたいと思います。

次、隣の方お願いします。

○傍聴者（平田）

私も川上ダムの上流で住んでおるものでございます。この委員会の傍聴には何度もお邪魔いたしまして、委員さんの意見をご拝聴させていただいておりますけれども、ダムをつくることに本意的に反対と思われる委員さんの方が非常に多いと。前も私は少し述べさせていただきましたが、寶先生を初めとする二、三名の方しかダムに対する好意的な意見はございません。ほとんどがダムは初めからありきなしと。ダムはつくらないと、ダムはむだだと。これは長野県ではありませんけれども、やはりこういうふうな問題は、私たちが40年前にダムが予定されたときにこういう意見を言っていただきたいと。今ごろになってああでもない、こうでもないといって、この委員会が第３次になってるわけです。こういうようなことをやっておると、非常に時間のむだです。

そうして今地球温暖化とかと言われています。限定的とかと言われますけれども、限定的でいいじゃないですか。どこに大きな洪水があるかわかりません。その中で委員さんはダムは要りませんと言った方は、その洪水が実際おこったときに補償してくれるんですか。責任持ってくれるんですか。決して持たないと思います。言いっ放しです。もし、この１カ月か１年の間に大洪水が来て、大阪市が全滅するということも考えられないことはないわけです。必ずそういうことが来るとは言いませんけれども、いつ何が来るかわかりません。やっぱりそういうことも考えて、委員さんももう少し地元の意見を聞く、これが必要じゃないですか。

○宮本委員長

ありがとうございました。

あと、挙手お願いします。右の方で手を挙げられている方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうは意見書をたくさん出してくださっている委員の方がおられます。大変結構なことだと思います。けれどもこの中で２点申し上げたいことがございます。まず、参考資料の意見書26、25番において、５／６ページ、５／５ページのところで、河川管理者の図が添付されています。下段の図で一部計画高水位よりも堤防天端が低い箇所があります。しかも、洪水の水位はその天端を超えています。それなのに、寶委員は計画高水位より低くなるので大戸川ダム、川上ダムは治水効果があるとしています。計画高水位さえ超えなければいいのでしょうか。堤防の天端を超えるんですよ。余りにもおかしいと思います。

もう１つは、戦後最大洪水の1.5倍、2.0倍はオーバースペックだとおっしゃっておられます。今まで多くの河川工学者や河川管理者は、少しでも安全な方がいいと、ダムをつくってきたでありませんか。1.5倍は1,650分の１だということですが、猪名川では4,000分の１が既往最大です。十分

あり得る洪水だと思います。河川工学者みずから多過ぎるとは信じられない話です。いかなる大洪水でも壊滅的な被害を回避軽減する、それが流域委員会と近畿地方整備局の共通の目標だったはずです。寶委員には淀川水系流域委員会の委員の資格がないのではないでしょうか。

ありがとうございました。

○宮本委員長

それでは、前の方。

○傍聴者（南部）

大津市の大戸川ダム対策協議会から参りました南部でございます。流域委員会において、去る８月に発表された淀川水系河川整備計画原案についてご審議されており、そのご意見の内容について大戸川ダムの地元の住民としてその動向に大変注視しているところでございます。

ご承知のとおり、淀川水系の上流部に位置する大戸川は、昭和28年、また昭和57年の大洪水を初め、たびたび洪水に見舞われ、流域住民は甚大な被害を受けてまいりました。こういった状況のもと、周辺住民は降雨があるたびに川が増水し、いつまた大きな災害が起きるかと不安に日々を過ごしております。また、既に水没予定地の住民の皆様の集団移転も完了した事実を踏まえますと、流域住民の生命、財産を守るためにも、ダムにおける治水対策を１日も早い完成を願うものであります。

私たちは氾濫の危険に依然としてさらし続けられている地域の者として、上・中・下流の治水安全度を適切に確保しながら、戦後最大洪水を安全に流下させるという整備計画原案の治水対策が最善のものであると確信しております。いつまでかかるかわからず、住民に非常に困っておるわけでございます。どうか委員会におかれましては、ダムの有効性、必要性について様々な意見がありますが、地元住民のこういった考えも重く受けとめていただいた内容の意見書を作成いただきますようお願いいたします。

○宮本委員長

ありがとうございました。

それでは、まず前の方から。

○傍聴者（今本）

今本です。きょう配られました河川管理者の資料ですけれども、堤防補強を天端までやるという図面が示されています。本当でしょうね。本当ですね。非常に結構です。

この前の委員会でどこまで強化するのかということでいろいろ議論がありました。それまでに決まっていたことならば、なぜあんな議論をさせたのか、あるいはこの前の議論を反映されてそうい

うことにしたのならば、これは非常にありがたいです。

ただ、これまでの強化は何ですか。計画高水位までしかしてないじゃないですか。私は、こういうことが河川管理者への社会からの不信を呼ぶことになっていると思うんです。言い方を時によって適当に変えているということです。

それから、きょうはたくさん言いたいことがあるんですが、発言時間に制限がありますので委員の方に言いたいことにとどめます。ごく一部の委員の方へです。これまでの委員会もダムの治水効果は認めております。その効果を認めた上で社会的、自然的環境に与える影響が著しいということから、原則として建設しないということにしたわけです。で、先ほどの議論を聞いていますと、設計論、あるいは計画論から効果があるんだからやった方がいいと。そういう従来型の発想からこの委員会は脱却しようとしたんです。そのことがなぜあなた方はこれまでの委員会をもっと勉強してくれないんですか。あるいはこれまでの委員会に文句があるならば、これまでの委員に対して私は毎回来ておりますので、文句を言ってくれないんですか。これは非常に残念に思います。

それからもう１点。きょうの寶さんの意見書を読んでいますと、流域委員会のあり方について学識経験者だけでやればいいといったたぐいのことを書いています。この委員会はそうじゃなかったはずです。できるだけ地域の意見、地元の住民の意見を反映させようという努力をしてきました。それをこの委員会は変質するんですか。矮小化するんですか。現在河川管理者はそういう方向にありますが、私はこの淀川水系流域委員会はこれまで同様にぜひ住民とともに歩んでいっていただきたいと思います。時間が少し延びましたが、以上です。

○宮本委員長

それでは、最後の方、そちらの方。

○傍聴者（西川）

滋賀県議会の西川でございます。きょうは大変白熱する場面もあって、委員会はよかったと思うんですけれども、近畿地整も河川工学者の委員の方々もダムは最後の手段だと。ダム以外に治水の方法がないというときだけに建設は認められるというような基本的な視点が欠落しているというふうに思います。

それから２cmでも17cmでも水位を下げるわずかな効果でもあるんならやろうというような、その程度でダムをつくるものではないということだけは申し上げておきたいと思います。

それから、きょうもそうなんですが、環境の委員さんの出番が大変少ないということが非常に残念に思っておりますので、ご配慮をいただきたいなと思います。

それともう１つ、宮本委員長にお願いがあるんですが、大戸川ダムについてこの意見書案のよう

な形で出されるのであれば、ここには附帯工事が先行して進んでおります。この附帯事業の財源分担についても滋賀県にとっては大変大きな問題でありますので、１行でもいいから言及をしていただきたいというふうに思っております。

それから、丹生ダムについて、今は述べませんけれども、高時川の洪水対策では、本当に堤防強化を最優先でやっていただきたい。非常に皆さんが心配をされております。私も県議会の方でもしょっちゅう言うておりますので、近畿地整よう聞いておいていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。

それでは、第２部の方はこれで終わりたいと思いますけれども、実は第３部が５時半からの予定になってございますけれども、もともと１時間の休憩をとる予定だったんですけれども、とてもじゃないが１時間休憩はとれませんので、休憩を、今のままやと13分になりますけれども、ちょっと厳しいかなという気もするので、どうでしょうか、どうしましょうか。20分休憩するということで、17時40分から第３部スタートしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研　近藤）

それでは、第２部終了いたします。５時40分から再開いたします。よろしくお願いします。

〔午後　５時１７分　終了〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

１．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 ７日間）。
２．確認期限３日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
３．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。